

参議院通商産業委員会會議録第十七号

昭和二十八年七月二十二日(水曜日)午
前十時十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君
理事 松本 昇君
江田 三郎君
小松 正雄君

委員

石原幹市郎君
黒川 武雄君
小林 英三君
西川 弥平治君
松平 勇雄君
岸 良一君
豊田 雅孝君
西田 隆男君
藤田 進君
海野 三朗君
武藤 常介君
團 伊能君
白川 一雄君

衆議院議員

小平 久雄君
中崎 敏君
首藤 新八君

國務大臣

労働大臣 小坂善太郎君

政府委員

通商産業
政務次官 古池 信三君
通商産業
企業局長 中野 哲夫君
通商産業
重工業局長 葦澤 大義君

通商産業省 吉岡千代三君
山保安局長 佐久 洋君
通商産業省 石炭局長 中島 征帆君
通商産業省 益事業局長 中島 征帆君
中小企業 庁長官 岡田 秀男君
中小企業 振興部長 石井由太郎君
労働政務次官 安井 謙君
労働省 政局長 中西 實君

事務局側

常任委員 林 誠一君
会専門員 山本友太郎君
常任委員 小田橋貞壽君
大蔵省銀行局 有吉 正君
特殊金融課長

説明員

本日、の會議に付した事件
通商及び産業一般に関する調査の件
(電気事業及び石炭産業における争
議行為の方法の規制に関する法律案
に関する件)

○商工會議所法案(衆議院送付)
○中小企業等協同組合法の一部を改正
する法律案(衆議院送付)
○木材防腐特別措置法案(衆議院送付)
○中小企業金融公庫法案(内閣送付)

○委員長(中川以良君) それでは只今
より通商産業委員会を開きます。最初
にお断り申上げておきますが、本日の

公報を見ますと、最後のところに
「私的独占の禁止及び公正取引の確保
に関する法律の一部を改正する法律案
に関する件」とございまして、これ
は事務局の誤りでございまして、私の
ほうからは本日審議するこの争議の規
制法案を申入れておりますので、事務
局のほうで早速これを訂正をするよう
でございまして、事務上の誤まりを
どうぞ御了承を頂きたいと存じます。
それから本日は先般お打合せを申上
げました通りに、正午までに質疑を終
えて頂くことにいたしますので、あら
かじめさように御了承の上御質疑をお
願いたします。

それではこれより前回に引続き質疑
を行います。

○江田三郎君 前回の私、及び私の質
問に関連した藤田委員の質問に対し
して、最後に労働局長のほうから答
弁があつたわけですが、その答弁は要
点だけ申しますと、要するに発電関係
の技術者というものは、この法律によ
つて一切の争議行為を規制されること
で、併し今まで発電関係のむしる争議行為
が、自由であり過ぎたのであつて、そ
ういうような、この法律によつて規制
を受け、制約を受けるということ、
初めて事業主と労働者との関係が権衡
が保たれるのだ。こういうお答えであ
つたわけですが、それは只今申しまし
た通りでいいわけですか。

○政府委員(中西實君) 一昨日江田委
員の御質問に對しまして、私の申しま
したことで、表現において、或いは適

正でない点は訂正申上げておきます。
申上げたい点は結局公益事業であり
たしますので、経営者側には旧公益事
業令、いろいろと制約がある。それに
對しまして、やはりこれに従事する勞
働者側にも相当の制約を受けること
は、これ又止むを得ないので、従つて
今回の措置によつてなお両当事者の均
衡は得られるということを申上げたか
つたのでございまして、この点若し表
現の不適正で誤解がございまして如何
かと存じますので、只今申しましたよ
うに訂正をいたします。

○江田三郎君 一昨日のお答えと非常
に変わつていふように思いますが、変
つておつてもいいんですが、併し今のお
答の通りとしまして、事業主のほう
は公益事業令によつて制約を受ける
のだ、従つて片方はこの法律によつて
争議行為に制約を受けるのだから、均
衡が保たれるのだ、こういうような意
味のお答えですけれども、それにし
てこれは少しおかしい話でして、事業
主のほうから制約を受けるというのと、
それから従業員のほうから制約を受け
るというのとは違つた性格の制約なん
で、今ここで問題になつてゐるのは争
議行為のことについてであり、事業主
のほうの制約というものは争議行為に
ついて制約を受けるというのでなくし
て、これはほかの部面において公益事
業としての制約を受けて来るわけなの
です。全然違つた性格のものを持ち出
して来られて、これで均衡がとれると
いうのは私は少し議論としておかしい

と思ふのです。それから大臣の言われ
たことから見ても、昨年の争議を振返
つて見ても、大臣は中山氏の言葉を引
用されて調停を聞かないという傾向が
だんだん強くなつて来てゐる。その調
停を聞かないというのとは長い間の占領
下にあつたことから、一応我々完全な
独立とは思いませんけれども、大臣の
言葉によるならば、独立をして、そう
してそのために長い間蓄積されておつ
たものが爆発してゐる。そういうよう
な点もあるが、この二つの力が突張つ
て力と力で解決して行かうというの
で、その点調停機関の決定というもの
になか／＼従わない、これを非常に遺
憾とされておるような発言をされてお
るわけでありまして、それがそれじや事
業主のほうは公益事業令のほうの關係
はなかつたかという、公益事業令と
いうものはそのときから關係があるわ
けです。公益事業令の關係と、争議行
為としての従業員のほうのこれで規制
される行為とはまるで性格の異なるこ
とですけれども、ともかく昨年公益事
業令があつて、この法律案がないとき
において、大臣が憂慮されるような兩
方の力と力で突張つてなか／＼調停
機関の言うことを聞かないという事態
があるわけですから、そうしてこれをス
ムースにやるためには強力に調停機関
の充實を図るか、或いは一方が非常
に強くて一方が弱くて、力によつて解決
するか、そのどちらかでなければなら
んということが言われて、そうして今
こういうものが出て来て、電気産業の

従業員については、特に発電所関係の技術者については、一切の争議行為がこれできないのだということになつて、それで均衡がなお保たれるというのは、これは均衡じやなしに、大臣の争議を解決する二つの途の後のほうの一方の力が、他方の力に比べて隔たりができるという形で争議を解決付けよう、こういうことにならざるを得んと思うのですが、そうでないのですか。これは大臣のほうにお答え願ひたいと思ひます。

○国務大臣(小坂善太郎君) お答え申し上げます。この法律の言うところの争議行為の一部を禁止するという考え方は、或いは適当な例でないかも知れませんが、例えば相撲で張手を禁ずるといふことなんでしょう。張り手がなくて十分相撲がとれる。ただ非常に迷惑を及ぼすような手はやめてもらいたい。この張手というものは特別にそういうものはいかんというのじやなくて、一般にあれば非常によくないということに禁止しているのではありません。それによつて非常に両者の間の均衡が崩れるとは思つておらないのであります。何か電気を消すという威力がないと経営者が何も聞かないで勝手な横暴をするというやうな御懸念があるやうでございますが、私はその電気事業というものは非常に公益性の強い事業であります。今もお話のように公益事業令による監督があるというところは勿論でございますけれども、やはりそこに公益事業について廻る社会的な批判というのか、社会的規制というのがあると思うのです。この法律の結果、それではというので、電気が消されないのであるから勝手なことを経営者がやるこ

とができるかというところ、それはできない。そこにおのずからなる規制があつて、やはりそこに争議行為の場合でも力のバランスが保たれる、こういうふうな考へています。

○江田三郎君 相撲の手まで出されてはなはだ何といひますか、学のあるところをお示し下さいましたが、どうも相撲のほうはあれは四十八手あるわけですよ。一手封ぜられてもあとたたくさん残つてゐるのです。ところがこの場合に、この電気事業の技術者の場合は一切の争議行為ができないというのです。これは私が言うのではないですよ。大臣もそれを確認され、労政局長もそれをおしやつておられるのです。巧妙なやうで余り巧妙でない比喩をお使いになつたと思ふのです。そういうことで考へておられるところに、私は大きな間違ひがあると思ふのですが、ともかくにも肝心なことは、公共の福祉という面から言つて、電気が消えないということなんでしょう。電気が消えないという原因には争議行為で消える場合もあるが、同時に争議行為でなしに、洪水停電とか何とか事業者の責に期すべき場合、或いは事業者の責に期することでもできない不可抗力による場合、いろいろあるわけなんです。併し少くともこの場合には争議行為によつて電気が消えることを、或いはとまることを、これを防がなければならぬ。そうして公共の福祉という名で発電関係の技術者は一切の争議行為をやつてはいけないというも言つておられるわけなんです。だからそこまで行くのなら、張り手か何か知らんですけれども、そういうことをやつちやいかん

というなら、それなら先般来の大臣の言葉を以て見ても、これで争議を片付けようというのとは、一方の力を強くし、一方の力を弱くして、それで片付けようというところになつちまうんじやないですか。たま／＼労政局長は一日の答弁を訂正されましたけれども、併し一日のそういう答へが出るということは、やはり労働者の指導理念の中に、労働者側の力を一方的に抑えて、問題を解決しようという考へが私は流れてゐると思ふ。一日の答弁如何にかかわらず、ずつとこの審議を、審査を始めて以来、言われたことを総合して見ますというところ、それから結論は出ないわけなんです。だから仮に公共の福祉というところで、この憲法に保障された労働者の権利、基本的な権利といふものを、これを制限した抑圧したりするのなら、それならそれで労働者を保護する立法が、保護する措置が何かなければ、それがなかつたら、この正しい労働行政とは言へないやないかというところに問題があるわけなんです。その答えをなさろうとしないので、ただ片方に対しては公共事業令のほうの制約があるのだ何だというところは、これは答えにならないです。去年の争議のときに事業者のほうに公共事業令の制約がなかつたわけじやないのですから。あつて而もあつていう状態になつてゐるわけなんです。そうして調停機関の決定は聞かんとということ、これは片方だけが聞かんのじやない、両方で聞かないのです。だから公共の福祉という名を以ていやくもこの憲法に保障された基本権といふものがなくなるならば、当然公務員の争議権がなくなつた場合にこの仲裁制度

ができるやうに、何かなければならん。ところがそういうふうな聞かんとすると、三十六条を出してあなたがたは答弁せられる。併し三十六条とこれは全然別個な問題です。そういうやうな労働者の権利といふものを、基本的な権利といふものを一方に抑える以上、これを保護するためにあなたの方では何を考へたになつてゐるか。当然それがなかつたらこれは一方的だと言わざるを得ないわけですが、その答えはどうなんですか。

○国務大臣(小坂善太郎君) これは江田さん御指摘のやうにこの第二条によりまして停電、電気の正常な供給を直接阻害する行為をやつちやいかんといふことを言うことによつて、争議を早く解決するといふやうな目的を持つてゐるのではないかと考へますが、これは昨年の経緯にも鑑みまして、非常な国民が苦しい経験をなめた。争議の当事者よりも第三者たる国民に非常に迷惑をこうむらしたものであつて、考へて見ればこういう争議方法といふものは本来すべきものでないではないかという社会通念が成熟したと、こう見てゐるわけでございます。従つて社会通念をここに明確に法律に規定することに

よつて、これはこの争議の方法といふものはアウト・ルールだということを申してゐるわけでありまして。こうした社会通念は決して我々が特にここに発明したわけでもない。世界の各国におきましてこういう争議の方法といふものはやるべきじやないのだといふことによつて、或いは法律による、又法律によらざるものといへども、社会常識、健全なる社会常識によつてこの手段といふものは別に枠の外に出して

る。こういうことになつてゐるといふふうには私は承知しておるわけでありまして。でございましてから、新たに当然持つべきものを制限するならば、今江田さんの御指摘のやうな何らか他に与へるべきものを考へなくちや行過ぎるといふ御議論もわかるのであります。今申し上げたやうな趣旨でありまして、而も片方に対しては、経営者に対しては、これは公共事業を経営するといふところから必然的にそれから来るところの社会的な制約といふものはある、こういうやうな考へ方を私どもは持つておるものであります。

○江田三郎君 どうもそういう点で、この間からいつともそういう答へに逃げられるのですけれども、鉱山保安法の場合は、これはちやんと法律できまつてやつてはならんといふことになつてゐるわけなんです。ところが電源ストの場合ですね、発電所において争議行為をやるといふことは、ここで規制されるところの争議行為といふのは、あなたがたもお認めになつてゐるやうに、やつていいといふことではないけれどもやつて悪いといふことも同時にないわけなんです。引継ぐときに暴力を伴つたといふことで問題になつたことはあつても、これが平穩にやられた限りにおいては、これが何も違法行為であるといふやうなことは全然起きてゐないわけなんです。この鉱山保安法の場合とは本質的に違ふのです。現に今までそれをやつて来たわけなんです。やつて来たために、大審院の判例とこの間言われたけれども、大審院じやないと言つて叱られましたが、とにかくこの判例を見ても、これはあなたがたがばれたのです。そういうことがこれは違法だとい

う決定は出ていないでしょう。それならば、而もこの発電関係の技術者というものはほんの一握りじやないのですよ。藤田君の指摘したように全国の発電関係の事業所が千何百ある、更にそこへもう少し加わつて来る。その人数を加えると莫大なものなんです。而も今までの電産の組合の性格を見ても、発電関係と送電関係とはこれは一つの違った風風を持つて来ておつたのです。丁度国鉄における機関車労組と国鉄労組の違いのような性格を持つておるわけなんです。それらの諸君がこれから改めて、改めてですよ、従来もそうだったのじやないのですよ、改めて一切の争議行為がそこで規制されてきないのです。そうなれば当然そこにそれに代るところの労働者の保護立法という保護的な措置がなければならんという事は、公労法の関係を見てもほかの関係を見てもはつきり言えると思うのです。その私の言うことがどこが一体違つておるのですか。端的に私の言うことに間違いがあつたら出して下さいよ。

○政府委員(安井謙君) 私から……

○江田三郎君 議事進行ですか。

○政府委員(安井謙君) いや、議事進行じやないのですから、大臣の答弁を補足してちよつと私から御説明を……

○江田三郎君 まだ大臣の答弁がないんだよ。

○政府委員(安井謙君) いや、今までの答弁について補足して御説明したいと思ふのですが、お許しがなければ……

○江田三郎君 それは委員長が許すことで、こつちはどうでもいいが……

○政府委員(安井謙君) これは補足的

な答弁になると思ひますが、私はまあ江田さんにこれは釈迦に説法のようなことでどうかと思ふのですが、ストライキというやつは元來が労使双方の紛争を解決する手段として労使双方の犠牲において解決をするというのが本来の建前であると思ふのです。それに對してあの電産ストの場合には労使双方における犠牲というものは非常に僅少である、而も第三者に与える影響というものが特に昨年の実績に鑑みると非常に大きい影響だ、これは好ましいものじやないという意味の大臣が常に言われる社会的な通念が非常に成熟して来た、そこでそういう方法について、これは社会公益の關係から一応規制しよう、そのためにそれじや経営者が非常に打撃をこうむつておつたその方法を排除しようという意味じやなく、経営者も、或いは労働者も兩者と余りにも被害が少なくて、第三者へ与える影響が大きいストライキの方法を規制しようというのでありますから、従つてまあこの兩者の均衡という点から言つて、両方とも同じような意味で、必ずしもバランスを失するものじやない。まあ政府が答弁しておられます趣旨はそういうことであらうかと思ひます。そしてそのために極く一部の人に特別のストライキの方法が或る程度規制される、これは例えば石炭で言う結果になる、これは例えば石炭で言う保安要員の場合にもそういう問題が事情は異なりますが起つて来るので、ストライキというものが何ででもどんな方法でもやればいんだというふうには言えないものであらうという意味からまあこの方法は規制したい、こういう趣旨であらうと思ひます。どうで

しょうか、そういう意味で御了承頂けないでしょうか。

○江田三郎君 それじや答弁にならんというのですよ。例えば公共企業体の場合でも公務員の場合でも同じことなんでしょう。そうしてそういう公務員なんかに対して争議行為ができないという場合には、別にこれを救済する手段というものをとられるわけなんです。とにかく昨年の争議ということと盛んに言われる。昨年の争議の経験に鑑みてということになるのでしよう。ところが昨年の争議に両方が突張り合つて両方とも調停委員会の言うことを聞かない、又してもこういうような行為が繰返されちやいかん、そういううなことで公共の福祉を害しちやいかんということとでこの法律案を出すんだということなんだ。そうしてここで出した場合に昨年の状態から變ること、片方の電氣産業の技術者は何らの争議行為を持たないことだけが變つて来るのです。これだけが變つて来るのです。こうなつておるのを片方だけ張手だけじやなくて四十八手をやらさんというやつが出て来るのですよ。こちらについては何の關係も出て来ない。同じこつちやないですか。ロット・アウトをやつちやないかたつて、ロット・アウトをやつちやないかたつて、できるものじやない。だからこつちの四十八手を全部禁止して腕を組んで土俵の上に立つておれというなら、それならそれで片方についても何らかの措置がなきゃならぬ、この腕を組んでじつとしておる者を保護するところの措置がなきゃならぬ。これを私は聞いておる。あなたの答えでは答弁にならないのですよ。

○政府委員(安井謙君) それは今の経営者なり労働者が一方的にストライキというものはやれるものじやない。兩者の相關關係にある。一方で禁ずるよに見えますが、一方に對する影響も同時に禁ずるわけなんです。だから両方に対する作用を同じように影響を少くしようという……

○江田三郎君 それじや聞きますがね。去年の争議以來その後この法律案と關係してこれとの關係で均衡をとる意味において一休事業主のほうは何を禁止されるのですか、具体的に何を禁止するのですか、事業主のほうを。

○政府委員(安井謙君) ですからストライキの影響を考慮して第三者に与える影響というものをなくしよう、非常に少くしようということなんであります。成るほど形を見れば今の江田さんの言われるようにそういうストライキの方法を規制するというのが、ストライキというものは経営者と労働者との相關關係にある、その兩者の關係におけるストライキの方法を規制しよう。そこで従来言われまますように、経営者と労働者の關係で非常に経営者が困るという方法であるからこれを排除しようというのならこれは別です。とにかくそうじやなくて、この方法を規制することによつて経営者が特別に有利になるわけでもない、使用者が特別に有利になるわけじやない。有利に別には第三者なんです。そういう形が結果としては起る。ストライキをただ一方的にだけ取上げるということこれは無理だと思ふのです。

○江田三郎君 そんな馬鹿なことはないじやないか。相關關係、相關關係というこを盛んに言われて、片方の行

い得るところの争議行為というものが非常に落されて来る。そうするとこれは相關關係においては一方の力が強くなるのじやないですか、それをとりつけて、(政務次官何か勘違いしておるのじやないですか)と呼ぶ者あり。これは大臣一つはつきり答えて下さい。

○國務大臣(小坂善太郎君) 安井政務次官が言われる通りなんです。要するに争議というものは経営者と労働者との間の力關係だ、そこであなたのおつしやる四十八手全部禁止されると言われるのは、発電所の技術者だけを抽出してそうおつしやるのです。要するに四十八手のうち発電所の技術者が相手の面へ飛んで来る。その手だけいかに、それは遠慮してもらいたい、こういうのであつて、決して土俵の上で手を組んで闘ふというのじやないの、他にいろいろ方法がある、張手がいけないということになればほかの手をだん／＼考へて足くせでもうまくつけて又それ／＼に有利な闘いをするというこを私は考へておる。私も余り学がないものですからつまらん例を申し上げてお叱りを受けて恐縮に思つておるのですけれども、どうもそういうことじやないかと思ふのですがね。要するに全体との關係で考へ願ひたい。こういう考へ方は何も日本だけ、殊に私もだけが創設したものじやないでございまして、世界各國においてやつておるのでございまして、而もそういう所において特別に今御指摘のように電氣需用者が非常に困難をする。こういうことはないのじやないか。電産という特殊なものを考へ下さいませんか、やはり全般の電氣事業における從

議員の相対の關係をお取上げ願いたいと思つております。

○江田三郎君 世界各國でそういうようなことになつておるといふのです、が、私まあ余りそのほうを知らないので、たゞ、昨年の争議のときの衆議院における公聴会の記録を読んで見るといふと、あながちそうでもないように思ふのでありますが、その点一つはつきり又改めて学のあるところを教へて頂きたいと思ひます。(笑聲)とにかくそれはともかくとして……

○國務大臣(小坂善太郎君) 私もししい知識で恐縮なんです……

○江田三郎君 いや、ちよつと待つて下さい。それはともかくとして、電氣関係の技術者というものが電氣事業に従事する者という枠の中ではない、握りぢやないということなんです。その点は一昨日の藤田委員の説明を労働局長も労働大臣も肯定しておられたのです。職場の数が何千ある、平均してどれだけの従業員がある、更に電氣所がどうという数字を挙げておられる、その数字から行くと相当大きなワエイトを占めることになるわけなんです。而もそういう技術者というものは、従来の組合運動の歴史的な経過から見ても、或いは本来の職場における仕事の性格から見ても、一般事務系統の諸君とは違つたものを持つてゐるわけなんです。それらの諸君が一切の争議行為ができないというとは、何にしてもこれは大きな問題になるわけなんです。そういうことを私は一つ大臣に端的にお答え願ひたいのは、今私が言うそのことは、これは藤田君の質問があつたときに、あなたがたのほうでもお認めになつてゐるのですから、そ

れほど大きな分野における労働者が一切の争議行為ができないというふうな事態が起るのに、それに対して何らの救済の必要がないのかというとなんです。あなたがたは一方的にこれを抑えさせなければいとお考えになつてゐるのか。若し本当に健全な労働行政をやるのだというのなら、当然そこに抑える以上の救済の措置が伴ふなければならぬはずなんです。それについてのお考えはないのかということなんです。今日の朝日新聞を見ますと、茨城県へ労働委員会が調査に行つた。それに随行した朝日新聞の太田記者が現地の空気を書いておられますけれども、現地で言われていることは、やはりこういうふうなやり方で果してうまく行くのだからかと、これは事業主のほうも、炭鉱関係も、或いは電氣関係も、事業の管理者が同じようなことを言つてゐるわけなんです。どうもこれは政治的な狙いを持つてゐるのじやないかというのを現地で強く感じたというのを太田記者は書いてゐるわけなんです。私はそういうところに、これは大臣がただ大臣として議会の当り障りのない答弁をせられるという氣持で我々をいい加減に操られるなら、それでよろしい。それならそれで我々は又別な形をとりましようが、併し、少くともほかの年寄の大臣や何かとは違つて、一番若くて、一番字を持つておられる、一番将来を囑望されておられる小坂さんとしては、私はもつと良心的な答弁があるべきだと思ふのですよ。

○國務大臣(小坂善太郎君) どうも江田さんからいろいろ御忠告やらお叱りを受けるのでありますが、私も似たしますと、今御指摘の点は第二条に關連いたしますのでございまして「電氣の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為」といふので、直接という点を特に明確に謳つてゐるものでありまして、私は争議というものをただその場の火花を散らすことだけに考えては少しも狹義に過ぎるのじやないかという考えを持つてゐるのです。やはり経営者対労働者の關係というものは一本勝負ではない、常にお互いが日常接触いたしておるのでございまして、その間に友愛と信頼の感情の流れないような經營といふものはうまく行くはずがない、又非常にいゝ氣まづい問題があとに引くといふようなことでは、労働者諸君におかれども非常に氣持のいい日常を送ることはできないのではないかと、いふふに考えてゐるのであります。でございまして、そうして、世界各國においても禁止し、或いは社会通念上行ふことにきめておるような争議行為といふものは、やはり御遠慮願うはうがよいのではないだらうか。併しその代り、これは政治家お互いの責任でございまして、これは、やはり一方においてそうしたいらう、な反對の御批評があるにかかわらず、このことを明確にいたしますのに便乗して、何か非常に経営者側が不当な圧迫といふか、攻勢を加えるといふことは、これは我々お互い政治家として十分痛めなければならぬといふふうに考へておられます。ただどうもそこに今御指摘のような政治的狙いというお話がございまして、これは私も決して尊敬する江田さんに対していい加減なことを言うつもりはございせんが、

これはないのでございまして。とにかく昨年の争議の経験に鑑みて、国民がこれはいかん、こゝろ言つておる氣持に應えておるつもりであるだけであつて、私どもとしてはそういうふうな考えは毛頭持つておらないということ、を端的率直に申し上げておきます。

○委員長(中川良一君) よろしくございませう。

○小松正雄君 関連して……この石炭、電氣に關するストを禁止しする法案が出されるに當りまして、同僚議員より終始本會議から今日に至るまで、やつてはならない、やられることについてはどうかというものがしばしば繰返されて参つたのであります。で、私はそれらに關して多くを御質問申上げようとは思はせませんが、道徳的に、只今江田同僚より申されましたように、小坂大臣が就任せられてから以來、労働者としては非常に心強い良いい親を持つたといふような考えを持つており、又そういうことが考えられておりますときに、いい加減な御答弁をなさつていないといふことを率直に只今大臣は申されましたが、私もさうに考えるものであります。そこで労働大臣にお願ひを申上げたいと思ふ。というのは、労働者は少くとも労働大臣は自分の親であるといふような考えを持つておると思ふ。さすれば、大臣もやはり少くとも労働者の親であり兄であるといふことを考えてもらいたいと思ふのであります。そういう意味合から考えますときに、この法案に對しては、昨年の労働者側のストが余りにも行過ぎではなかつたか、行過ぎであつたためにこゝろ問題が起り、又輿論からもそうすべきだといふこと

を要求せられておる最中にこの小坂大臣が就任せられたと、かように仮定いたしますならば、少くとも今日までの間に常にしばしば繰返されておるべき社会通念であり、又その労働者が責任を果すためにやつたスト行為は確かに悪かつたといふような意味合にすでに戻りつゝある、成熟しておるといふように考えられるといふことがしばしば繰返されておると思ひます。そういう観点から考えますときに、親であるあなたがたがそこまで認められることであるならば、この法案は暫らく引つ込めると申しますか、どうしてもせなくてはならないといふことに相成るように思ふとあなたがたが考えられるならば、これは出さなくちやいかんではないが、そういうふうにお考えになりますときに、如何に自由党の政策であり、或いは大手の炭鉱或いは電氣会社からそういうことをやれといふことを強く大臣に申入れられるといひましたしても、真の大臣であり親でありますならば、この際これが通過いたしましたも三千年くらいだと、こゝろ無意識なことに大臣が釣り込まれずに、労働者の味方になる必要もありませんが、労働者の親であるために、これは一方的ではないかという考え方がつくことは、さつき申しますように、その子供である労働者はすでにも悪かつたと思つておるのだと、だから今後起らないのだと、こゝろ自分自身は認定しますから、この法案は今出す必要はない。出して通つて見たところ、三千年くらいです。その三千年の間には、子供の精神も変わるだらうという考え方であるならば、もうその時期は通り過ぎておるといふことを

一言ここに申し上げたい。それは私も小さな炭鉱を三、四やつておるものであります。昨年のストによつてどういふ影響が労働者に対して起つて来たかというこの一例を申し上げますと、ストをやつたために鉄道の他の輸送が止まる、いろ／＼な問題からここに需要家のほうで石炭というものを当てにしておつたならば、こういうストが再び起る場合に、どうしてもこの需要をやめなければならぬ、こういう観点から重油に切替へられたのが、通産大臣に質問の際に御答弁になつたのは、本年切替へられておるやつというものは、およそ五百万トンに達しておる。五百万トンというものはそういうストの影響によつて業者がそういうものに切替へた。切替へたために石炭が要らないようになった。要らないことになつた。石炭に従事する従業員その他も非常に圧迫を加へられておる。こういうことから考へて絶対こういふことはもうすべきものでない、かように炭鉱のほうの労働者は考へておるわけです。而も大手においては特にであります。大手はこれを以てするににおいては何かの形によつて餓首する。餓首された労働者はその他の炭鉱に徙来しようとしても雇つてくれない。こういうことからして非常にここに反省しておるというところはそれは率直に認めておる。そういう意味合いから考へますときに、大臣はこの法案は親の氣持、兄の氣持、要するに日本の労働大臣として少くともこの法案に対しては事業者である私がかように申し上げることを率直にお認めになるといふしますならば、少くともこの自由党の議員の方

にいたしまして、或いは無所属から出られておる議員の方にいたしまして、この法案は必ずいいものではな、そんなこまゝいところまでこだわらずに引つこめておけるという方が多いと考へますからして、大臣はその氣持になられて、この法案は暫らく見送るということにして頂きたいということをお願い申し上げます。

○國務大臣(小坂善太郎君) 小松さんの非常に尊い御経験からするところの御意見を私も傾聴いたしました。ただこの法案につきましては、從來から繰返して申し上げておりますことであるが、昨年の経験に鑑みて立案せられまして、本院において御審議を願つてゐる間に解散になりました。政府といたしましては、これを如何にすべしかといたしまして、これを如何にすべしと考へておる。小松さん御指摘のような点も勿論非常にと考へたのでございすけれども、やはりどうもこういふことをすべきでないというふうに申され方もあるのでもございすけれども、一部にはこれは非常に正当である、これはやはりやるべきものであるというふうな考へを依然として持つておられる方もございまして、やはり現実の必要上このいふものを規定しておくほうがいいのではないかとこの御議論が国会内にも多いようございすしたので、私も多量としてこの法案を尊重するという立場からこの法案を出して来たわけでございます。衆議院においても種々御議論の上通過しておりますので、お氣持は非常によくわかるような氣もいたしますのでございすけれども、私もこの法案を御審議願つて速かに御可決を頂きたい。

こういうふうに思ふ次第でございす。

○小松正雄君 そうなると、いろ／＼又申し上げたいような氣がするのであります。このスト禁止法案によつて、そういうたものを禁止しようといふ考へ方にあるものがあつて、例へば衆議院は通過した、参議院においては衆議院が通過したから参議院も通過させなくてはならないといふことは、おもう。そこで私どもの申し上げること、よく大臣が御認識なさるならば、これは引つこめられないといふことはな、おもう。といふことは、人は疑へば限りがないと思ふ。例へばあなたが政務次官のなさつておることを信頼しておるからそうであるとお承知なさるけれども、例へば代つて小松があなたの下で政務次官としてあるとするならば、あなたは信頼せぬといふことに相成る。そういうことになれば、やはり一方的に私のなすことは決していとは考へられないでしょう。そこで又あなたは、どうしてもこの労働者側が再びこういうストをやるのだ、やるであらう。こういうふうな疑念が起つて来ると思ふ。これを捨ててしまふ。あなたが社会通念で捨ててしまふことを考へるならば、すでにこれはもう退けてしまわれたい安心が行くと思ふ。三年間取つておこうといふようなつまらな、い法案に対して、あなたが力を入れたら、あなた、非常に私は遺憾に堪えないわけだ。そこでもう疑うといふことを退けられればそれで済むといふことも、もう一つ進んで、どうしてこうしても、俺らはこんなに成

熟し、心から国民に対して相済まないという氣持を以てやつて行こうとするこの労働者に対して、大部分がそういうふうな考へられて、三年間のうちに立派なものになるだらう、だからこれを作つておいて抑えつけてやろうと、こういうふうに来るならば、例へばゴムでまりでも踏みつけ／＼しておると、踏み外したらあれは弾み過ぎ、自分の頭よりも上に跳び上る。こういうことを考へなかつて下さるならば、本家に私に私は労働、労働者或いは資本家といふものが相提携して真に行くと私は思ふ。この産業をどうしても充実させ、日本の復興を一日も早くなされなければならぬといふことについて労働者だつてわかつておる。そこで又進んで一つ話を附加して申し上げますが、このストといふものが御承知の通り起るといふのは、資本家が労働者を抑へるといふ氣持があることとが、一番これは労使協調の念に欠けておる。あなたも先ほど言われましたように、友愛と信愛といふことが欠けておつたためにこのストといふものは起るのであります。そこで労働者に対して資本家のほうに友愛、信愛といふものを持つて温かい氣持を持つて迎へてさへ行けば、決してそういうものは起らない。私は小さい炭鉱をやつて続けと参りましたが、決してそういうことは起らない。中小炭鉱については起らない。それは常に信愛、友愛、親子のやうな氣持で助け合つて、終戦前から終戦後も石炭労働者が抑へ付けられて来た辛い体験を持つておりますから、そういう意味合いから特に終戦後は協力し合ふといふ氣持でやつて来たから何も起らない。大手のほう

でこれが起るといふことは、今申しましたように、そういう信愛、友愛が欠けておる会社だからそういうふうになるかも知れませんが、大手あたりはですね。併し会社の収益といふものを大臣はお調べになつたことがありますが、又炭鉱大手の所得、これらがどういふふうになつておられますか。赤字ですか、黒字ですか、お調べになつたことがありますか。どういふことですか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 私も現在はいましておるませんが、代議士になつて参ります前はちつぽけな会社を経営しておりましたが、小松さんのお話はよくわかりましたが、私も実は、私の会社でもストライキといふものは起きたことはございせん。やはり友愛と信愛の感の貫いておりました。そういうことではないといふ氣持がございました。又規模が小さいから外部から働きかけがないといふこともあるのではない。大きな、今御指摘のやうな大会社の場合は非常に複雑多岐な組織の上に立つたために、そういう氣持の流れ方が少ない。そこでいろ／＼外部からの接触面も多くなつて来るので、なか／＼そういう点は御苦労のことがあるかと考へておりますが、どうか一つ人間同士のやることでありますから、余り偏激な方法を用いないで問題を解決するといふいい慣習、慣例がございす。最後の御指摘の点でございす。炭鉱等につきましても、電気会社等につきましても、いろ／＼内容等について聞かないこともございせんが、むしろこれは通産省のほうに所管

でございまして、私が知ったかぶりを申上げることが差控えたいと思つております。

○小松正雄君　そこで一言加えて話にかつたのですから……。大手、或いは電気会社というものは、これは先般の同僚の質問の中にもありますが、電気会社が九分割されたことが一つの原因といふことも言えることはできると思ひます。というのは、これが九分割されたために、その会社の所得をより以上どういうふうに行つて行くかというふうな、そこにそういう考え方が變つただけで行われたという意味において、労働者に対する圧迫が加わつたといふようなことも考えられるのでありますが、なおストでありまして、そういった関係において大手炭礦或いは電気会社というものは相当の収入を見ておるわけですが、而も電力というものになりますと、これは会社といつたつて、自分のいよいよ或る程度の主張をする。電気料金を上げるとか、何とか、折角儲けたものを、この公共のために必要である税金として納めるといふことは、当然それは会社としても考えられることでありまして、自分の子や弟であるそれらの筋肉労働者の生活をするための要求を容れずして、ただそういうことに持つて行くといふことが私はどうか、平たい言葉で申しますならば、儲けたものは税金に納めなければならぬといふことを考えた場合には、少くとも自分の弟である、子である従業員の要求は、或る程度これは容れられると思う。ところが、友愛ある信頼心が出て来れば私はでき得ると思う。そういうことをなさ

らなかつたことの原因が、こういうストといふものに現れて来た。現われて来たことについて、あなたがたおつしやつたように労働の力と力の押合いであるのであつて、それがやるときは思はず知らずやつてのけたけれども、昨年の争議の行為のあとといふものは、全く国民一人々々から、この組合に対する非難といふものを考え、又自分といふものの立場を考えた場合には、悪かつたといふことがはつきり向うで認識せられて来たのでありますからして、大臣といひましては、是非とも先国会で示された自由党の厚生大臣が、或る問題に對して、どうしてそうすべきだ、国民の一人である限りはそうすべきであるという観点に立つて、閣僚會議の責を負つてここにやめられたことこそ、この人こそ真の大臣として私は心から崇拝しておる。国民全体が崇拝しておるのであります。さすれば名大臣として折紙をつけられてゐる小坂大臣こそ、そういう気がまよになつて、これはあなたの力によつて、大きい堅持によつて、労働大臣、親として労働者のために、これを一つ撤回するように、閣議にかけてでも御奔走願ひたいといふことを加えてお願い申上げておきます。

○江田三郎君　今第二条のほうの問題をやつてゐるときに小松さんのほうから一条のほうの話が出て来たわけですが、第二条の問題いろいろ問題がありますが、一向に的確な率直な答へが頂けないので、非常に遺憾に思つてゐる。二条と三条との関係ですね、これについて我々非常に疑問を持つもので、とにかく公共の福祉といふことを第一条で謳つてある。そうして公共の福祉の擁護といふことは、これは重ねて申しますように電気がとまるといふことが、一般公共の福祉とは一番関係があるといふこと、電気がとまると、石炭がとまると、そういうことを大に臣の説明の中にも強く言つておられるわけなんです。ところが若し電気がとまるといふことが大にガスのとまるといふこと、石炭がとまるといふことも大変なんです。そのことは同じウエイトを以て説明されてゐるわけでありまして、ところが第二条には、電気の正常な供給が停止するといふことなんです。第三条の場合には、保安業務の正常な運営を停断するといふことは問題であつても、石炭の正常な供給がとまるといふことは一向問題にならないわけなんです。だから保安業務はなしつとも、依然として石炭の供給がとまつて来れば、ガスがとまるともあるし、交通機関がとまるとあるし、いろいろ公共の福祉といふことは問題になつて来る。そういう点において私はこの法案といふものは、極めて首尾一貫せざるものだと思う。ただ発電関係の技術者だけが一番不当な扱いを受けるわけでありまして、あえて不当と申すわけでありまして、なぜならば、それは判例を見てもあなたがたがお認めになつてゐるように、やつて悪いといふこととはないのでありますけれども、そうすると結局あなたがたがよく出して来られる公益事業令の關係を見て、三十九条の特定の使用者に對して不当な差別的取扱をするものではない、法律と反することになつてしまふ。そうでないのなら、当然これに對して保護立法がなければならんはず

であります。大臣は先国会において議決されたから院議を尊重するのだ。そういうことをおつしやいます。前国会は解散された国会であります。解散なれば問題は新しくなつてゐるわけでありまして。ただ大臣になつたから、今までの引継ぎでやつておられるといふことなんです。そこに私は本當に小坂さんの持前といふものは一つも出しておらんと思つてゐます。この法案が通過すれば、これはやはり小坂立法になるわけでありまして、丁度ダブ・ハートレー法とかマツカラン法あたりが一方に記念碑ができて、そして片方に記念碑に落書をされつゝ、今世界の物笑ひにならうとするような、そういうふうな方向へ持つて行くことになりはしないかと思つてゐます。それを私は小坂氏のためにむしろ惜しむのであります。一体二条と三条とは均衡を得てゐるのですか、或いはそういうふうな発電関係の技術者の扱いといふものは、公益事業令の第三十九条との關係はどうなるのですか。

○政府委員(中西實君)　二条と三条との均衡の問題でございまして、私爭議は、先ほどもちよつと政務次官が触れられたのであります。双方に打撃を与えて、そして主張の不一致のところに、それを自己に有利に解決すべくやるのが争議であります。そこで石炭關係は、双方の犠牲において、とにかく片方は石炭を掘らない、それによつて業者も非常に損害を受ける、それから又労働者のほうには賃金をもらへない、双方の犠牲によつてやりまして、まさに争議行為であります。併しながらそれが長期に亘りまして昨年のように或いはガスに影響がある、或いは鉄道に影響があるといふことになりまして、これは緊急調整でやる、従つて石炭の採炭をしないといふこの争議、これはまさに正當なものとして認められてゐるのではないかと。そのこと自体で何の第三者はちつとも迷惑をこうむらない、ただ……。○江田三郎君　こうむらないのなら何も問題は無い。○政府委員(中西實君)　それは保安放棄といふことになりまして、これは資源擁護の立場から、或いは又おのれの帰るべき職をなくするといふような結果を招来する争議でありまして、これは公益企業の建前からやつちやいけない、これは従来からもやつちやいけない、そのことを明確にしたわけなんです。それから二条についてのお話でございまして、先ほど大臣も言われましたように正常な行為、直接に障害を生ずる行為、従つて間接のものは許されるわけでありまして、専門家のあなたが考えられますれば、間接の行為は相当考えられるのではなからうか。而も電氣の争議はこれは双方の犠牲といふよりは、常に専ら第三者、一般無事の大衆に影響が及ぶ。これは公益の建前から争議行為として許さるべきものではない。又一般社会通念からしましても争議は双方の犠牲においてやるならわかる。併し、何のことはない、罪もな第三者、我々が、当人同士の喧嘩のとはつちちを受けるのはこれは困るというのが通念ではなからうかと思ひまして、従つて電氣の停電その他供給を直接阻害するやうな行為、それから採炭をしないといふ行為はこれはまさに内容が違ふ。それからなお電氣の争議

なり、非組合員の動員によつて発電機は殆んど廻されていたのですね。併し不慣れの人がやつて行くのだから、若し発電機に或いは異常があつては困るという事で、これは当時の経営者にも聞いて御覧なさい。意が違つてはしないだらうか、油を注ぐあのバルブが開いていないのじやないだらうかと思つて覗いて見ると、確かにバルブが開いていない。そのバルブが開いていないと非常に過熱になりますよということとを注意してやつてゐる。それは争議の中において常識として考えられないと思われるでしようが、併し技術者という者は、これは炭鉱の労働者と同じにだと思ひますけれども、殊にその機械なり職場には執着を持つてゐるのです。併しそのことが被害がない。非常

に決定的な被害なり、相対的な被害、
貴客といふものが経営者でないのだか

らということになればこれは解決つく
と思います。はつきりと重大な損害が

経営者に与えられることはたくさん残されている。それを今までやつていた

いのが悪いんだ、ということにこれ
なると思います。更に経営者自身の従

来の実績による被害の問題に関しましても、要するに電源ストなるものは、

或いは変電所のストライキなるものか
これは生産が一部とまる、生産が低下

すると、というストライキですね。この牛
産が低下するということを禁止して、

つまり生産が全然影響がない、生産は
どんく／＼続けられているところのスト

ライキは許す、こういうことになるわけですね。電気事業において発電が終

される、その電気が正常に供給される
ということは生産に何らの影響もない

七

ということなんです。生産に影響はない。生産はどん／＼続いている。一キロワット当り幾らで売っているこの販売というものは、この販売というものは継続されている。それ以外のストライキと、こういうことになるわけですね。ですからこれを逆に申上げると、ストライキにおいて生産が低下する、何％か生産がとまるということになれば、その生産に対して設備というものは依然あるわけですから、この固定資産なり、流動資産に対する生産、この生産がとまるということはその生産に対する原価、或いはこの市場価格ですね、そのものを失つて行くことになるわけですから当然生産者である電気事業者にとっては被害がないのではないかと。それが非常に僅少だとすれば、その生産に対する、生産の価値に対する対価、つまりそのプライスというものは政府の統制によつて抑えられていること自体がおかしいのです。それはその生産に対する対価が固定資産なり流動資産、その設備に対する、或いは技術に抑えられているならば、それは確かに相対的な立場において生産がとまっても、さして経営者には被害がない、損害がないと言ひ得るでしょうけれども、これが適正な価格がここに存在するならば、それはやはり生産がとまっただけでかなりの損害があるわけですね。又労働者側について申上げても、数字も無論はつきりしているわけですが、争議中の賃金、ノー・ワーク・ノー・ペーというこの原則をと称して例外なく、電気技術者と言わず、事務系の人と言わず、そのノー・ワーク・ノー・ペーの扱いを受けているわけですから、こ

れは大変なやはり一般の誰に、何人にも比較して見ても、この労働者、労働者、労働団体の被害というものは大きい、一人当りのですね……。その又被害が少いと言われるならばそれこそ労働の価値に対する、或いは一歩譲つて労働の対価でもよろしい、これに對して、過重な技術に對して、対価に對して非常に低いものであるということこそがまあ言えるわけですね。そういうことがずう／＼と露呈いたしますと、更に事実現象をいたしまして、電氣産業に對して第三者への迷惑、これを高度に主張するならば、先ほど申上げた企業経営形態そのものから論じなければならぬが、そこまで論じないとか比較論をここで申上げて見ても、私の言うのはこの規制法を他に産業に及ぼせというのではございませぬ。そういうものではございませぬが、政府の論法を借りて見ましても、第三者への直接的な被害、こういう公共の福祉、こういうことを際限なく非常に公共の福祉の極致、憲法十二条に言われておりますけれども、これを発動して調和を図らせなければならぬ。こういうことであるならば私は少くとも電氣産業について言えば、非常に広汎な、私も従来この電氣産業、炭炭労働について申上げて、研究を進めて来た範圍において申上げて、今までも余り私の研究の結果を公表したこともありませんが、これはやはり要確保電力といいますが、電氣産業でいいますと、これはどうしても確保しなければ治安の面、或いは何です、運輸交通、通信、或いは医療、こういう全般的に見て管理者、電氣事業者、この管理責任者、供給責任者が如何に

操作しようと思つても、つまり大口の需要家、それにはいろいろあるでしょう、平和産業もあるでしょう、いろいろあるでしょうが、いづれにしても、得る、制限し得る限度を越えてどうしてこれを交通を、而も広汎に全国的にためなければならぬ。又病院もこれは広汎にためなければならぬ。或いは延いては通信もとまつてしまふ。或いは又炭鉱、鉱山における保安電力すらも確保できない。自家発電を動員いたしましては現実にはやはり場合によつてはあり得ると思うのです。そういうふうなことで、治安その他にもそういうふうなことの、治安その他にもはや管理者といたしましては操作のしやうがないというふうなことで、これは確かに一般の公共の福祉に對して重大な影響を及ぼす、こういうふうな考えでいふものと、而もそのようなストライキは未だなされてない。全体の二〇％、当初一〇％、一五％、それも四時間或いは八時間、そうして或いは二五％程度でありまして、全体の大口は七〇％を擁している。小口は全国平均は約三割、七対三、東京電力管内だけ考へて見ても、一般は二六％、二割六分程度のものがある。一般がやはり需用の面、その需用構成を考えましたときに、今ほど言つたような實情の裏に、特に昨年の実績がこの論議になつていふやうでありますけれども、この実績を考へて見ますと、決して公共の福祉といつたやうなものではないに、やはり善良な管理者として電力の制限、こういうたとつたところの手許において十分公共の福祉というものは保障されるべきものが、殊に東京電力

に關する限り、ほかではそういうことがなかつた。東京電力に關する限り、それは又政治都市であるこの東京を控えていて経営者の日経連のこれはやはり当時の政策であつた。一般の中小企業、一般の電燈をとめることによつて世論の反響をストライキ側に転嫁しよう。それにはただそれだけではいけないから、多数のビラを作り一時的ないわゆるカンパニアの団体を作つて反対という世論を巻き起して行くというふうにも考へるわけですね。このように考へて来ますと公共の福祉ということだけを捉えて見ても、先ほど来御答弁になりましたものでは何らの論議もないし、論理的な御答弁もないというふうな考へるわけですね。従いまして両当事者の被害の僅少と、第三者の過大な損害といふことについては、たゞ勘でストライキがあるのとないのとどちらがよいと言へばストライキがないほうがよいといふのは誰しも我々国会にいるものもそうだし、又関係当事者自身もストライキはしたくないといふことはこれはもう当然です。同時に電氣がとまることととまらないほうとどちらがよいと言へば誰だつて電氣はとまらないほうがよいといふことはわかり切つております。これはやはりこの労働対等の原則、この労働対等の契約関係、バーゲン、こういうことを論じているこの労働法の建前からいいますと、決して今までの御答弁というものはその論理が一貫して、誰しもとは言いませんが納得させるものが何らないように思ひわけです。

そうして次に第二の点を指摘して明確にして頂きたいと思ひます。労働法自体に、通産委員会と直接関係のない点については又改めて労働委員会とやらをいたしまして、委員諸公も、さしていづれが真なりやということについては恐らく関心を持たれておられるのではないかと申ひます。それは電氣技術者、このスト規制法第二条並びに第三条、特に第二条だけに間口を狭めて申上げて見たいと思ひますが、この電氣技術者について、これは必ずしも電燈という団体が固定的なものでありませんし、これはA・B・Cいろいろな組合ができるし、現在いろいろ組合ができて参つております。ですから電燈労働者、こういう労働者については何にも争議手段はないのだというふうな答弁されました。何にもなくあります。これは労働局長もはつきり言われたことと思ひます。さてだんだん質問いたしますと昨日でしたか、労働大臣が最後に、それを私たちが言葉を返して明確にいたしませんでしたが、いやそれは電燈所においても水路の修理だとかその他ですね、こういうふうなもののついでにストライキといふことはできるし、そうなりますと結局生産が低下する。つまり電氣が低下する。だからこのことはやはり経営者にとっては大きな圧力になる。こう言われているのであります。それから又言つての御答弁は警察事務次官も交えて言われたことは、大臣も確認されたことは、これはいろいろと訂正されております。これは訂正といふかあとで言われたことは、無論ここで申上げて結構です。それはこの

直接電燈、電力、これが正常な状態、停
止しない、これは無論湯水停電という
ことは無論あつていいと思います。い
ずれにしても皆さんの言われる通りに
解釈しても、この電気がストライキの
ために、ストライキという手段のため
にとまつたり或いはサイクル、電圧が
降下したりというようなことがあつて
はならないと同時に、もう一つは正常
な業務運営がなされていなければなら
ない、会社の業務命令の系統もすつき
りして運営がなされて行かなければな
らないと思う。こういうふうに行われ
たと思います。言葉尻を捉えるのでも
何でもありません、非常に大切なこと
ですから……。ところがだん／＼昨
日又若干その内容が變つて参りました
で、最も新しい事実としては、労政
局長の答弁によりますと、たしか第二
条に書いてあります通り、「直接」とい
う言葉が書いてあるので、間接は論じ
ていない。これは私は労働大臣が如何
なる審議過程に答弁されていても裁判
では大臣がこう言つたからといつて出
しまして大した価値は実はないので
す。正直なところ……。実は有利なや
つを今公判で電産がやつておるよう
ですが、大臣が言つたつて大した価値
はないということ、検事のほうは対抗し
ております。価値のあるなしは別とし
まして、一応審議する以上は明確にし
ておきたいと思うのでありますけれど
も、いずれにしてもこの第二条を讀ん
で見ると、「電気の正常な供給」と、
正常な運営というものはないのです
ね。「正常な供給」これを停止する行
為、もう一つは直接その他というので
すからこれはまああつてはつきりさせ
なければならぬ問題が非常に包蔵さ

れておりますけれども、これはまあ一
応関連質問ですからよめますが、正常
なる供給と直接障害というふうになつ
ている以上は、勿論先ほど答へられた
間接的なもの、よつて来るべきもの
ですね、これはいろいろ事例があり
ます。私はこの法案が通つても合法
的に電気がとまるストライキは幾らで
もあるのではないだらうかと思う。そ
れは非常に五月雨的な深刻なものに
なつて、又もう一つ法案、法律とい
うもので到々しましには電氣事業なん
といふものはストライキそのものをや
つてはいかんということにしないと、ス
トライキはできるけれども間接だとい
つた方法では到底これは、今までの私
の記憶では三回目の法改正だと思いま
すが、これは決してとめようがないほ
ど複雑なんですね。法律を守るために
電氣がとまるというのが現状ですね。
法律を守つていないために電氣が送
られていないのです、実際にい
は……。これは通産局でもよく御承知
だと思つてます。法律を守つていたら
電氣なんというものは瞬間々に送つ
たりとまつたりするのが實際ですから
できないのだが、それは大目に見て運
用して行くというのが、今度は法律を
四角四面に取つて行かなければならな
いから法律通りやらなければならませ
んね。そこで今の間接というふうなこ
とは当然今御答弁になりましたように
問題ではない。法文そのものを後日裁
判になりますと、無論これに遡つて憲
法論が、裁判所で違憲立法かどうかと
いうことが恐らく当該団体から提出さ
れると思ひますけれども、いづれにし
ても今までの答弁では、間接であらう
が業務運営が会社の業務命令系統を通

じて行われていなければならぬ。
且つ電氣がとまつてはならないとい
うことであつたものが、今度はそれは別
なんだ。だから手段は残されていると
いうふうには実は先ほど言われており
ますので、実に背反した内容の答弁に
なつておりますので、この点を先ずは
つきりして頂きたい。
第三の点、関連いたしましたして、か
ような電氣事業に関する争議手段行為の
規制というものは、あに、我が国のみ
ならんや、それはやはり他の国でもあ
るというふうな労働大臣は言われてお
ります。私はやはりいろいろ資料も
取りましたし、最終的には実は国会図
書館がすでに調べておられるものは全
部私が頂いて調べて見ました。特に最
近又改めて調べて見ましたが、我が国
のごとく電氣産業そのものが私企業で
利潤動機に委ねられていて、単に統
制、コントロールと言へば先ず／＼料
金、これは認可制、あとの業務運営に
ついては成るほど諸般の電氣関係法規
はありますけれども、これは實際上運
営の面で骨抜きになつてしまつて、公
益事業令五十五条ですか、融通命令で
もそうです、それから資本の所在と
か、経営形態ということだけであつ
て、その他の法律論としては、その国
のいわゆる憲法、労働法、或いはアメ
リカなどでは又別の労使関係法いろ
いろ複雑なようですが、あらゆるこ
うな条件の下においてこのスト規制を
このような形で行なつていゝという国
は私の研究ではどこにも見当りませ
ん。それは戦前のワイマール憲法と
か、いわゆるナチスドイツ、イタリー
におきましては憲法で保障した下にお
いてやはり大きなコントロールをして

しまつた事例はあります。併し少く
もこの第二次世界大戦後の事情を見ま
すと、その事例は私には見当りませ
んの、具体的にどの国がどうい
う状態で我が国と全く類似した状態に
あるか、こういうものを民主主義の国
と称される国について少くともILO
などの条約を批准し、批准せんとし
てゐるような国柄について一つお答え願
いたいと思ひます。
それから第四の点ですが、これで終
りたいと思ひます。たくさんあります
けれども関連ですから……。過去の実
績、少くとも昨年だけの実績について
お願いをしたいと思ふのですが、この
スト規制法を出すことによつて、お
よそ労使対等の原理、これは維持でき
るんだ、言い換えれば、このスト規制
法がないその状態におきましては労使
関係のバランスがとれない。それは労
働者、労働団体が極めて優位な地位に
立つ、労使関係においてですね。こ
ういふに御答弁になつたと思ふので
す。お言葉は、今のこのままで行け
ば、電源ストなどを許しておるなら
ば、経営者は組合の言うことを何でも
聞かなくやならなくなつてしまつて、
非常に力関係が云々というふうな労政
局長は先ほど言われたと思ひます。然
らば、これは大きな労使対等の原則を
認められておる建前で無論言われてお
ると思ひますが、そうしますと、今の
労働法そのものの原理も今私どもの主
張しておる原理に立脚しておると解さ
れますけれども、その労使対等の原則
が、過去のあの電源ストがあつたため
に、非常に経営者が公正なる解決点を
踏み外して、不正な、労働者側にと
つて極めて社会通念上も、或いは日本

の全産業労働者の水準その他から見
ても、こういう比較論から見ても、やは
り非常な優位なポジションにあつた
ということについて指摘して頂きたい
と思ひます。いろいろスト規制法の説明
の中に、終戦以来絶対権力であるこ
ろの司令部、GHQ労働課、或いはこ
ういつた別の権力があつて、大事に至
らないままに解決されて来たが、
今度そういつた事情の下にない場合
に、昨年のようにその歯止めがない
だから云々ということも言及されて
いたと思ひます。ところが従来の実例
は、ストライキをお前たちやめよと、
こういうことは全然なかつた。それ
は二一スト、いいですか、二一ス
トについては確かにあつたときに命令が
出たと思ひます。よろしゅうございま
すね。併し労使関係の問題として、こ
こに固有の電産、炭労について問題に
なつておりますので、この間におきま
しては、これは当時労働大臣、これは
常々、鈴木正文労働大臣以後、増田さ
ん、或いは保利さんでしたか、或いは
吉武さんというふうな、電産、それか
ら電氣の会社、そうしてそれ／＼時の
労働大臣、或いは局長さんというふう
になつたりして、司令部のお言葉を
得て来たやに聞いておるし、私も実は見
ておりますが、その間におきまして
は、お前たちストライキをやめろとい
うのではなかつたのです。実例があつ
たら、これも出して頂きたい。そうで
はなしに、かかる紛争議がこれ以上深
刻になるとお前たちのストライキがと
いうのではなしに、その紛争議が両当
事者において、その間においていづれ
をとかくというのではないが、深刻

○政府委員(中西實君) 外国の立法例でござりますが、電気事業につきまして、例えばイギリスにおきましては、一八七五年の共謀犯及び財産保護法、これは当初ガス、水道について規定しておりまして、その後これに電氣を入れました、刑罰を以て禁止いたしております。それから西ドイツにおきまして、刑法によつて禁止しておると聞いております。そのほかアメリカ各州、或いは南米その他の立法例も見たのであります。いづれも調停、或いは任意仲裁というものを最高度に活用いたしまして、問題の解決をいたしておるようでございます。

併しこの労使の關係といふものは、これは言うまでもなく各国歴史が違ひ、或いはその氣風といふものが、すべてそれ／＼特殊事情を持つておりますので、その特殊事情に応じてそれぞれの立法、或いはその他の行政措置も講じられなければならないというふうに考へます。

なお最後に、対等の原則についてどうかという問題でございますが、この点について、実は今度のこの法制措置によつて初めて対等の原則ができたという表現を、一昨日そういうふうにとられるように表現をしたかと思ひますが、この点は誤解も生じますので、当初に江田委員の御質問に対して訂正をいたしました。対等の問題につきましては、これはやはり結局その国のこゝろの公益の強い事業につきましましては、労働組合の事情、労働間の慣行、いろいろの点から考へまして、やはり考慮されるべきかと思ひのであります。結局私どももいたしましては、現在の日本の状況からいたしまして、この法的措置によりまして、対等の原則は保たれるというふう

に言わざるを得ないのであります。この法律の措置によつて、公益の必要は勿論、労使共にやはり妥協な労働關係が打ち立つて行くのじやないかというふうに考へておる次第でございます。

○海野三郎君 いろいろこの法案について数言を要せられましたが、ストライキは働者の生存権の擁護であつて、これは憲法で認められておることでありまして、それも公益事業、公衆の利益のためにという論法であります。が、これはその公衆の利益のために基本的人權を侵害してまでも通さなければならぬのであるか。又過日からも公聴會の話を聞きますという、あらゆる字が口を揃えてこれには不賛成の意を表しておるのであります。それを労働大臣は幾々数言を要してこれを説明しておられますけれども、私はこの學者の説と申し、又基本的人權を侵してまでもこの公衆の利益のために

と申すてこれを通さなければならぬのか。私はそれがどうも納得が行かないのであります。が、労働大臣としては憲法のあれをお考えになつて、公益事業はつまりどの辺まで基本的人權を侵害しても差支えないとお考えになつていらつしやるのであります。それからそれを伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(小坂善太郎君) 衆議院におきまして、この法案を審議してあります。公聴會において労働法に關係する諸學者が種々御意見の御開陳をせられたのであります。これにつきましまして、いろいろその専門的な立場から言われた言説があつたのであります。が、昨年に行われましたあの二大

争議が、あれをよかつたといふことを言われたかたは一人もなかつたと思ひます。ただ労働法を預かる學者として自分の學問の立場から種々の見解の開陳がありましたが、その通りでありまして、政府といたしましては、国民全般の生活、経済の狀態、或いはその利便等についての責任を持つ立場でございまして、只今御審議を頂いておる争議の方法といふものは、これは一つ憲法二十八条の問題もございするが、これに対しては十二條、十三條の公益に反しない点、又公益のために基本的人權といふものは用いられなければならぬという規定がございする。で、争議権と公益との調和を図りたい。そのことが必要である、こういう考へである次第であります。

○海野三郎君 昨年の二大ストは、あれは結構である。私は申し上げたものではございません。強制的な仲裁方法又この緊急調整の法があるにもかかわらず、遷延しておりましたところの責任はどこにあるのでございましょうか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 海野さん御承知のように、緊急調整というものは本来やつてよろしい争議が行われなうが、それが非常に長期に亘つ規模大なるがために、国民生活に非常に現実に被害を与える、或いは国民経済を破壊する虞れが現実にある。そういう現実に緊急事態があると認められるとき、私ども申しておりますのは、この争議の方法といふものは、社会通念上不当である、或いは非である、不当であるものをここに確認し、非であるものをここに明確化する、こういう趣旨でございまして、政府としましては、やはり正当なる争議といふものはできるだけ政府が介入しない。労使双方がその主張を互いに述べ合つて、そこに調和を図る、妥協に至るといふよき良識と慣行が成熟されるように期待をいたしておる次第でございます。

○委員(中川以良君) ちよつと御発言中でございますが、まだたくさんございまして、所定の時間が来ておりますので、そのつもりで御発言を願ひます。

○海野三郎君 その長引きましたのは緊急調整という方法もあるにもかかわらずやらないで、ずる／＼長引かせた責任はどこにあるかといふことを私が今伺ひしておるのでございまして。それではお答えがずれております。

○國務大臣(小坂善太郎君) 政府として、あの二大争議の性格並びに規模にも鑑みまして、労働大臣としてしばしば關係者を招致して事態の円満且つ早期の解決を図ることに忠告をしておつたのでございまして。併しなかなか御承知のように解決しない。一方その石炭の出炭量も非常に減少いたして、おまして、鉄道の運行状態も終戦直後の状態になるのではないかと。我々が駅で二時間も三時間も待たれて、それが立つ場もないようなあの混乱の汽車に乗るようなあの状態になるのではないかと。家庭のガスもとまつてしまふ。こういうような状態になつたので、これはいけないといふことで緊急調整の発動を炭鉄の場合には見たのであります。電気の場合につきましてもその準備は、これではというのでいたしたのでございまして、その解決のきざし

しも見えておつたので、その発動を差控えておりましたところ、やはりこれは解決を見た、こういう状態でありまして、

○海野三郎君 その強制調停なり、緊急調整なりが、発動すれば、その問題は解決するのではありませんか。

○國務大臣(小坂善太郎君) 緊急調整は御承知のように五十日間争議を停止すると、こういうことなからあります。五十日後には又どうなるかわからないのでございまして。そこで私どもは先ず緊急調整といふものを出す場合には非常に現実に困つた状態が起さなければこれが発動しない。併し現実に起るといふのは非常に国民生活なり、日本経済といふものが脅やかされる。そこでそうした現実の

ことを見なければならぬのが一つ、それから発動したあとでも、五十日後に又問題が解決せんといふことになれば争議の継続が当然にあるのでございまして。そこで只今こうしたような内容のものにつきましましては、これは一ついゆる争議の範を越えておるのだ、こういうことを明確にしておきま

すはうが、やはり争議をしておきま

る際には、当事者双方におきましては多少昂奮状態になつて来る場合も考へられますので、昂奮の余り範を越えて、非常に国民に迷惑を及ぼすならば、ここに一つこれは立入り禁止といふ札を掲げておいたほうが親切ではないかといふような氣もしておる次第でございまして。

○海野三郎君 只今のお答え、私が伺つておる質問と又ずれておりますので、どうも私はびんと行かないのであ

りまするが、昨年長引いたとおつしやる。それは私は長引かせない方法がちやんとあるのではないか。それをなぜやらぬのかというのを伺つていゝる。ところが今のお答えではそんなに大して差迫つた損害でなかつたかのごとく今お話をあります。それなら何もそこまで持つて行く必要がないのじやないか。あたかもそうしておいて、政府が介在してない、そういうことには介在してないといふことをこの前も労働大臣が言われましたが、介入しなくても、今度の法案を出すというのはいまで赤子が寐ておるのを、寐首をかきよるなこの法案を出されて、考えるのとちよつと常識的に考えられないのです。学を志す真理を探究するところの学者が口を揃えて憲法であるといふことを言つておるのに、それに対してこれをどうして通さなければならん、数の上で政府が与党と共にこれを飽くまでも通しなされるのはそれは御勝手でありませうけれども、私は後日にその悔を残すことなきやを疑うのであります。本日に労働大臣も胸に手を当てて、良心に誓つてお考えになる必要があるのではないか。単に皆様の、この公衆の利益のために言つて、労働者の生存権に関するものをこれを縛らんとするところの法律は憲法に違反しておるのであつて、私は本日に虚心坦懐にお考えになつて頂かなければならぬのではないかと、こゝういふふうに私は思ふのであります。如何なものでございませうか。それが端的におつしやつて頂きたい。学者が何と言つてもこれを通すのだ、そういうお考えであるか。学者に耳を傾けないのであるか。私はこの学者が言ふところのもの

に耳を傾けないことは国家の一大事を誤るものである。曾つての齋藤隆夫がああ戦争のときに、ただ一人戦争に反対したではありませんか。そのとき国会が、あらゆる議員がこの齋藤隆夫を除名したのであります。ところがその後どうでございませうか。齋藤隆夫の言ふあの説が正しかつた。私は学者の主張する事柄は一笑に附するがごとき態度で、これをきり／＼押し通しなされる労働大臣としては、私は悔を他日に残すことなきやを疑うのであります。本日の偽わらざるお考えを、幾々数千言を拜聴する必要はありません。学者が何と言つても、これは通すのだ、そういうことであります。憲法に違反しても多数を頼んで押し通すのであるといふことの率直な、私はあなたの口からこれを伺いたい。

○労働大臣(小坂善太郎君) 労働組合を赤子にたとへられたのでございませうが、私は今日の労働組合はもはや赤子ではないと、こゝう思つております。むしろこの間の問題にいたしまして、六尺豊かな偉丈夫、張手の名手である。この張手でやられてはともなかなわんから、一つ張手だけは御遠慮願ひたい。こゝういふような気分なんぞございませう。この学者の意見に耳を傾けるという御説は誠に傾聴いたします。私も学者を尊重いたします。併しあの際に出られた学者は学者のほんの一部ではないかと思ひます。他にもそうではない御意見の学者は多くおられます。そこでこれをどうするかといふことでございませうが、私は提案理由の説明にもございませうに、十分御審議を願ひまして、速かに可決せられんことをお願いいたしておる次第でございませう。

す。併し御審議は国会においてなされることでございませうから、国会の皆様において御決定をなされると、こゝういふことであらうかと思ふのであります。

○委員長(中川以良君) なおいろいろ御議論もあるようでございませうが……

○小林英三君 ちよつと一分ばかり……何ですか、電気産業のような労組というのは、これは大体日本で現在のどのくらいありまして、そのうちこの規制法にかからないような、いわゆる現場でないような労働組合員はどのくらいいるのでしょうか。

○政府委員(中西實君) ちよつと正確な数字はあれでございませうが、大体この労働組合員となり得るところが十三万程度であります。そのうち現場で一応今度こゝういつた電気の正常な供給を停止する行為、或いは直接に障害を生ぜしめるような所に従事してありますのが大体二〇％程度といふふうに考えております。

○小林英三君 もう一つ、そうするとどうなんですか。あとの八〇％の人といふのは、従来の電産争議におきましては、いわゆる事務ストとか、或いは集金ストとかいふことだけはやつて来たわけですか、八〇％の人が。

○政府委員(中西實君) 大体そういうことでございませう。

○小林英三君 そうすると二〇％の現場ストに対して、つまり今の、先ほどからいろいろの議論が出ておりますいわゆる規制法によつて争議権を取られるのじやないか、取られるのだ、いろ／＼な議論が出ておるのは、その二〇％だけの問題でございませうね。

○政府委員(中西實君) 大体そういうことでございまして、昨年の争議を通じて、争議中は賃金の支払がございませんで、差引きまして大体三億程度でございませう。そのうちいわゆる現場関係、電源関係、これが二千二百万円、あとは大体これ以外でございませう。

○小林英三君 そうすると、二〇％という労働者の諸君が、この規制法によつて云々する、而もそれは大臣や立案者の間におきまして、これをやつたといふことは、全然二〇％の人たちの争議ができないという議論が聞かれてゐるというわけですね。

○委員長(中川以良君) いろ／＼御議論も……

○江田三郎君 今のに關連して……

○委員長(中川以良君) じや、一つ簡単に願ひます。

○江田三郎君 今の労働局長の数字ですね。これは何を根拠にして言われておるのですか。私はもう一遍ちよつと質問しておきますが、そうすると、二〇％前後だといふことならば、電気産業労働者の中の二〇％を引いたあとの八〇％前後の者はこの規制を受けないといふことを逆に言えるわけですね。それでいいですね。それをはずして頂きたい。

○政府委員(中西實君) 只今の数字は大体我々専門でございませんで、通産省の關係で一応出してもらつておるものでございませう。それで過去の実績を見ましても、大体一割ぐらいの人員で、二〇％程度の電源、停電ストでございませう。これができるといふようなことで、過去におきまして、今申

しました二〇％前後の、その中の極くもう一部のかたがやつておられるという状態でございます。

○江田三郎君 だから私の言ふ、あなたが言われるのは、二〇％の中の更に一部分の人がこゝに言われる規制を受ける。争議行為に該当せられることだといふことですか。今の電気労働者の中の八〇％、あなたの後段の話で行くと、もつとたくさん、九〇％になるけれども、それらの人々は今まで通りの争議行為をやつて行くといふことになるわけですから、そう解釈していいですね。

○政府委員(中西實君) そういうことになります。それから二〇％前後のうちで、直接争議行為をするもの、これがない、こゝういふことであります。

○委員長(中川以良君) いろ／＼御議論もございませうでございませうが、先般のお打合せの趣旨に基きまして、本法律案に対する質疑はこれを以て打ち切りいたします。一時半まで休憩をいたします。

午後零時十四分休憩

午後一時五十九分開会

○委員長(中川以良君) 休憩前に引続き再開いたします。

先ず商工會議所法案を議題に供します。最初に提案者の提案理由を伺ひます。

○衆議院議員(小平久雄君) 商工會議所法案の提案理由を御説明申し上げます。

そも／＼我が国の商工會議所は、明治中期の商業會議所条令以来、商業會議所法、商工會議所法及び商工經濟會

法とそれ／＼時勢の進運に伴い根拠法
規に若干の変遷はありましたが、この
間約六十一年の長きに亘り経済の改善完
善を図るための地域的総合団体として
公法人的性格を与えられ、又、現実に
も我が国経済の発展に寄与するところ
が少くなくたのであります。然る
に、戦後は、占領下において民法によ
る社団法人として全面的な改編を余儀
なくされそのまゝ今日に及んでゐるの
であります。その間の経験に鑑みま
すに、単なる民法上の社団法人として
では、現存する四百有余の商工會議所
がその本来の使命を十分に達成するこ
とは甚だしく困難であると考えられる
のであります。従ひまして、この際一
は、商工會議所の地域的総合経済団体
としての特性を完全に發揮するため、
一は、商工會議所を國際的視野におい
て健全化しその國際的聲望を高めるた
め、商工會議所を特殊法人化し、その
實質的な強化を図る必要がありますの
で、ここにこの法案を提案するに至つ
た次第であります。

次にこの法案の概要を御説明申上げ
ます。
第一に、商工會議所の設立認可の要
件を法定し、その事業を実施するため
に必要な経済的基礎、施設及び役職員
を有することを認可の基準とすることに
しました。
第二に、商工會議所の組織の簡素強
力化を図るため、會員總會の代りに公
平な手続によつて設置される議員總會
を以て最高の意志決定機関とすると共
に輕微な事項については常議員會の決
議による道を開くこととしたしまし
た。
第三に、現在の商工會議所の事業は、

現行法の下においては、事業者団體法
の關係で、相當に制限されていま
す。が、それではその機能を十分に果し得
ないので、商工會議所の地区内の商工
業者に關する法定台帳の作成等をなし
得ることとし、その事業の範圍を拡大
いたしました。
第四に、商工會議所の公共性に鑑
み、その財政的基礎を強化するため登
録税、所得税、法人税、地方税の全部
又は一部について非課税の法人とする
措置を講じました。なお、商工業者法
定台帳の作成、管理、運用に要する経
費は、その台帳の被登録者から納付せ
られた負担金を以て當て得ることとい
はしました。

終りに、現存する商工會議所につ
いて必要な経過規定を設け、昭和三十
年三月三十一日までに組織變更をし通商
産業大臣の認可を受けてこの法律に基
く商工會議所となることができるよう
いたしました。
これを要するに、この法案は、商工
會議所が商工業の振興上果してゐる重
要使命に鑑み、商工會議所を特殊法人
としその實質的な強化を図るため、現行
の商工會議所法を全面的に改正しよう
とするものであります。これによ
り、必ずや商工會議所は強化され、我
が国経済の健全な発達に著しく寄与す
るものとなることを確信しておりま
す。

以上がこの法案の提案理由及びその
内容の概要であります。何とぞ慎重御
審議の上速かに御可決あらんことを切
望する次第であります。
○委員長(中川以良君) 本日は提案理
由の説明は聴取いたします。とどめ
まして、一応この審議は打ち切りたいと

存じますが、御異議ございません
か。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(中川以良君) 御異議ないと
存じます。
何か資料の御要求がございましたら
この際お申出を頂きます。
○小林英三君 現行法とこの新らしく
出る商工會議所法案との間の改正点の
比較対照表なんか無論あるのでござい
ますね。
○衆議院議員(小平久雄君) 用意いた
します。
○委員長(中川以良君) それでは、そ
れ一つ至急お願いいたします。

○委員長(中川以良君) それでは次に
中小企業等協同組合法の一部を改正す
る法律案を議題といたします。
先ず提案者より提案理由の説明を聴
取いたします。
○衆議院議員(中崎敏君) 只今議題と
相成りました中小企業等協同組合法の
一部を改正する法律案の提案理由を御
説明申上げます。
本改正案の眼目は一言にして申上げ
れば、信用協同組合の員外預金に關す
る点であります。
そも／＼この問題は中小企業等協同
組合法発足当時、同法の第七十六條第
二項の規定に存してゐたのであります
が、その後信用金庫法の成立により同
條の規定が削除せられ、今日に至つた
のであります。

然るに、この條項の削除に對して
は、全国中小商工業者の、各種団體に
おいて當時より猛烈な反對があり、そ
の後機会あるごとにこの點の復活が熱
心に唱導せられて参つた次第でありま
す。元來、協同組合は組合員相互の扶
助を目的とするものであるが、今日の
中小商工業者の経済的逼迫の状況に鑑
み、組合の財政的基礎を強固にし、ま
ず、組合の對外信用度を高め、以て社
會福祉に貢獻しなければならぬ使命
を有するものであります。殊に、特定
地域内における地域的人的結合を利用
し、広く資金を外界に求め、相互扶助
の精神をます／＼高揚しなければなら
ないのであります。
一方この員外預金の排除は、その反
面影しい間金融資本を放出し、その結
果弱體商工業は日に日に飽きられてゆ
く状況であり、これは社會問題とし
ても看過しがたい重要な事実でありま
す。善意の大衆の預金を保護し、併せ
て協同組合の信用度を高めるためにも
この員外預金の規定は従前に戻し、以
て全国中小商工業者の渴望に應えるべ
きものと確信いたすものであります。
以上が本改正案の提案趣旨並びに理
由であります。何とぞ慎重審議の上、
速かに御可決あらんことを御願いた
す次第であります。

○委員長(中川以良君) 何か資料の御
要求がございましたら、お申出を頂き
ます。ごいせんか。
本法律案の審議も本日は一応これ
で打ち切りたいと存じますが、よろしくご
ざいますか。
「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(中川以良君) 御異議ないも
のと認めます。

○委員長(中川以良君) それでは次に
木材防腐特別措置法案につきまして、
先ず提案者より提案理由の説明を聴取
いたします。

○衆議院議員(首藤新八君) 只今議題
となりました木材防腐特別措置法案の
提案理由を御説明申上げます。
先ず我が国の木材需給に關する現
状を見ますに、昨年昭和二十七年
度においては、需要量の合計約一億石に
對して、一方供給量は、森林法による
伐採許容量六千七百七十萬石、輸入に
よるもの二百二十萬石、その他森林法
制限外の高樹令木材伐採によるもの等
を合せても、なお供給量は約九千三
百萬石に過ぎません。従つて昨年度に
おける供給不足量は、約七百萬石、即
ち總需要量の二割に近い数に上るので
あります。而もこの供給不足の傾向
は、治林、治水の面だけから考えまし
ても、逐年激化の一途を辿るべき必然
の趨勢にあることは申すまでもありま
せん。

かような木材需給の不均衡を調整す
るため、政府におきましては、先年來
「木材需給対策要綱」を策定いたしまし
て、未開發資源の開發による供給量の
増加を図ること、潤滑油をパルプ材と
して活用すること、木材の防腐加工を
奨励すること、など一連の施策による
消費の節約と需給の調整に努力いたし
ておるのであります。なかんずく木材
の防腐措置については、昨二十七年
度において、約百六十萬石の実績を挙げ
ておるのであります。併しながら行政
措置だけではおのずから限界がありま
す。これ以上更に多くを期待すること
は到底不可能であります。よつて政府
は先の第十五国会において、これに對
する法的措置を講ぜんとし、木材防
腐特別措置法案を立案いたしましたので
あります。併しながら、その内容を仔細
に検討いたしますと、むしろ議員立

○委員長(中川以良君) それでは次に
木材防腐特別措置法案につきまして、
先ず提案者より提案理由の説明を聴取
いたします。

法といふところが妥当であると考えられます。そのため、今回私もが提案者として本国会に提案いたすことと相成つた次第であります。

次に本法案の内容でありますが、鉄道及び軌道の枕木その他特定の用途に供する木材は、省令の定める方法によつて、防腐措置を施さなければならぬといふのがその骨子であります。併しながら、種々適用困難な場合も予想せられますため、これらに対する除外規定を設けておるのであります。又需要者の中には、所要資金の調達が困難な向もあるかと考えられますため、かような者に対しては、政府において、融資の斡旋をいたすことに相成つております。

次に本法実施の効果について申上げますが、本法案適用の対象となるものは、現在において、約百万石に上るのでありますが、これらの木材は防腐措置のためその耐久力が約三倍に増強せられるものと考えます。

以上本法律案の提案理由並びにその内容等の概要を申し上げました。何とぞ慎重御審議の上速かに御賛同下さらんことを切望いたします次第であります。

なこの機会にお願いしておきたい
 と思ひますのは、会期切迫の今日、
 かような提案をいたしますことは、非
 常に恐縮に存するのでありますが、
 法案の内容も極めて簡単であります。
 同時に又この提案は共産党を除く各党
 共同提案になっておりますので、何
 とぞ会期末までに御審議御可決頂きま
 することを切にお願い申上げる次第で
 あります。

○委員長（中川以夏君） 資料の御要求はございませんか……。別にございま

せんか。

それでは本法律案も本日はこの程度で審議を終ることにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長（中川以良君） それではさよ
うに決定をいたします。

○委員長（中川以良君） 中小企業金融
公庫法案を議題といたします。

本日質疑に入りまする前に、一応私から一言申し上げたいと存じます。

本日の公報によりますと、衆議院では本日の本会議にこれが議題として載せられております。伝えられるところによりますと、公庫の資本金を三十億円増額いたすよう委員会では修正されております。

なお附帯決議が附いております。これは只今お手許に印刷いたしましてお配りをいたしております。

なお先般の参考人は、中小企業団体並びに中小企業関係の金融機関が七名出席をされました。その各参考人の意見を要約いたして申し上げますならば、先ず第一点は、法案の趣旨に対しましては、いずれも全部が賛成をいたしております。それから第二点は法案の修正を希望いたしておる同といたしましては、次のようなことがそれ／＼述べられております。

一つは資本金が不足であるからものとその資本金を増額せよということ、それから融資限度を一千万円ではななく、これを小さくするという意見、併しなからこの半面、その要はないという意見もございました。それから調整組合に對しましては、五千万円まで引上げようとする意見が述べられました。

た。それから貸付対象を商業サービス業については従業員五十人くらいまで認めてもいいではないかという意見でございいます。それから余裕金は中小金融機関にも預託ができるようにその途を開くべきであるという意見が出ております。

更に商工中金に附年の十二月貸付した二十億円を公庫に肩代りをいたしするの少くとも二年以内でなく五年以内くらいに延期をしていいではないかという意見が述べられております。

いませんが、運用の面でいろいろ希望の意見が出ております。その主なるものを申し上げますと、協同組合が阻害をされないように十分に注意をしてもらいたい。それから中小企業の中でも比較的大きな方面にのみ貸付が偏しなないように零細なものにも十分の恩恵が浴し得られるようにしてもらいたい。

るように政府において措置を講ずべきであるという意見の開陳がございました。

只今より質疑に入りますに当りまして念のため今までの経過につきましてその要点をここに申上げる次第でございます。

なお最初に私はちよつと中小企業庁にお尋ねをいたしたのであります。が、只今大蔵委員会に付託になつております酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案を見ますと、この中に中小企業金融公庫法を修正をいたすような案が書かれております。而してこの法案は衆議院の本会議をすでに上つておられますので、これは只今審議をしようとする本公庫法案と密接不可分なる関係がございますので、この間のいきさつはどういうふうになつておるか、この点先ず企業庁より御説明をお願いいたします。

思うのであります。

○政府委員(石井由太郎君) 酒税につ
きましての組合は、私どもの中小企業
にこれに翻訳して申し上げますと、丁度
調整組合とほぼ同じような性質の組合
ではないかと思うのでございます。従
来酒類の製造又は販売に關しました協同
界におきまして作つておりました協同
組合は、すべて中小企業等協同組合法
による事業協同組合であつたのでござ
います。酒に、酒につきましては、
御承知の通り非常に多額の酒税のいわ

合でございます。この組合を中小企業金融公庫の貸付対象たる中小企業者として選ぶか否かにつきましては、私ども事務的にはいろいろ論議を重ねたのでございますけれども、大体性格におきましては、或いは酒類製造業者の販売を調節し、或いは酒類の製造業者の造石数を制限し、或いは価格の維持を図るといったような点におきまして私どもの中小企業安定法に基きます調整組合とほぼ同一の性格でございますので、これはこれに取入れることが必要であると考えたのでございますが、まだ当時酒類についての組合が成立いたし得ますや否やは専ら同法律の定むるところでございますので、それを中小企業金融公庫の貸付対象にいたしまする立法措置はそちらの法律のほうでやつて頂くということに事務的な折衝をいたしました結果、中小企業金融公庫法の対象で、法の中に謳い込みませず酒類についての税法の改正でこれが入つて参る、こういうことに相成つた次第であります。

○委員長(中川以良君) 只今のお話はよくわかるんでございますけれども、只今中小企業金融公庫法案はまだ衆議院を通過をしないのでありまするが、然るにかかわらず、この酒類の關係の法律案が先にこういうふうに出て参つたのはちよつと誠におかしな合ではないかと思つてございますが、その点どうでございましょうか。

○政府委員(石井由太郎君) 国会にお
きましての審議の足並みと申しまする
か、進行状況ということで政府といた
しましては、すべて国会末期までにほ
ぼ歩調を合せて成立を期するといひ
う意図であつたのでございますが、

度等を実施いたしまして、金が十分
返ることはもとよりのこと、その金
生きて生産なり配給なりの面に使わ
れるということにつきましての適切な

でございます。

○西川弥平治君 私はこの前の委員会に、中小企業に対するいわゆる診断

一応私はそれは非常にいいことで、
 る、而もその見るべきものがあると
 うことを申上げておいたのでありま

きく現われておるのであります。がこの貸付に当りまして、あの企業診を大きくやはりそれに反映をして頂

に、一体この貸付をいたしまする調
はどういうふうな銀行を、その貸付
代行いたしまする銀行なり公庫なり

いは信用金庫なりに調査を全額委託するものであるか、或いは何かそこに付をいたしますその調査をする何委員のようなものを作る御意思である

○政府委員(石井由太郎君) 各代理
融機関の貸付につきましては、代理
融機関がそれらの審査の方針に従

まして、代理金融機関それ自身での
査で決定をしてもらうことを考えて
るわけでございまして、特別に委員
席を設けてこの間に立つとか、或い

勸告するとかいうようなことは考え
ないのです。併しながら、小企業
の一番必要な合理化、乃至は

これは企業合理化促進法によりまして、診断制各府県が中心になりまして、診断制

を実施いたしております。その勧告を
実施するための必要な資金というよう
なことにしましては金融機関に本診
断制度の趣旨を十分了解を願つておき
まして、金融機関の審査につきまして
それらの勧告が十分取入れつつ審査判
断するような指導をして参りたいと考
えております。

○西川弥平治君 それで私は大体納得
はいたしておりますが、ただ零細な工
業でございますが、これは代理すると
ころの銀行とか信用金庫とか、商工中
金とかというのでは零細工業の面にま
で深くわかつておられない部分があるの
であります。特にここにおいて零細工
業に対しての融資ということを非常に
強くここに掲げておるのであります。こ
で、さような面からいたしましては何
かも少し徹底した、やはりそこに貸
付をするというときの決定をするもの
に、まあ例えて申しますならば、県と
か、或いは商工会議所、これはたとえ
であります。こういふような所にや
はりその調査の何といひますか、相手
方とでも申しますか、したかどうかと
いうようなことも考えますが、如何で
しょうか。

○政府委員(石井由太郎君) 零細企業
の合理化等につきましては、これは御
指摘の通り非常に私どもいたしまし
ても平素苦心をいたしておるところで
ございます。その大体的方向といたし
ましては、零細企業がただ自己の力だ
けでやつて参ろうとしたのでは、なか
なかうまく参らない。そこで同一業種
に属するものが何人か集まりまして、
単一企業合同体でございます。例え
ば企業組合を作る等のごとにいたしま
して、一定の経済的単位に取りまとめ

て、それを中核として経営の改善、或
いは融資を受ける、融資の受入機構と
申しますか、態勢を整えて参るような
方向に指導いたしておるのでございま
す。が、事実府県によりましては、只
今申し上げましたような企業組合の結成
を行なへませんでした。それに府県の力の
及ぶ限りの金融機関を動員して融資、
或いは保証その他の制度を行なつてお
るところも多いのでございます。公庫
と表裏一体となりまして、零細企業が
公庫の融資対象から取り残されないよ
うにという考え方を以て進んで参りた
いと考えております。

○西川弥平治君 くれぐれもお願ひ申
上げますが、一応この零細工業が、こ
の折角こういう立派な法律ができて、零
細工業がその恩恵にあずからないとい
う虞れが非常にあります。ですから、そ
の点に対して特段の御留意を願いたい
と思ひます。

○小林英三君 只今の西川君の御質問
に対する答弁の中で地方のこの工場診
断ですか、そういうことを信用……
この金融機関に十分認識させてそれと
並行させて金融公庫の業務を挙げるよ
うなことをちよつと聞いたが、それは
どういふふうにするのですか、具体的
には。

○政府委員(石井由太郎君) 企業に対
しましての診断は各県庁が中心となり
まして専門の診断員、これは例えば技
術或いは経営、経理、こういう方々の
専門家を各府県が委嘱いたしまして、
業者の申請に基づきまして経営上改善す
べき点はどこであるかということをも指
摘を請うて参るわけでございます。こ

れらを調査をいたしまして、例えば技
術的に、或いは経営的に、或いは設備的
にそれ〴〵改善すべきことを勧告をい
たすのでございます。これは単なる係
官の思い付きというふうなことでござ
いませんで、例えば長年それらの業
種についての経験のある経営者でござ
いますとか、或いは経理方面の堪能
な方々でございまして、客観性の多いと考
えて、極めて客観性の多いものと考
えるのであります。これらの勧告を
実施いたします上に必要な資金は金
融機関といたしまして審査の有力な
参考になるわけでありまして、融資
決定の参考とこれらの診断勧告を利用
して頂くという趣旨でございます。

○小林英三君 そうすると、今
振興部長のおつしやつたことを聞くと
折角こういう法律ができて、そして最
初百億から百億、今度三十億増資す
る。それで、これができて、
して今、先ほど西川君が御質問になつ
たように零細なその企業が借りたい、
或いはその他の企業が借りたという
ときに、一々健康診断をしなければ借
りられないということに考えられるの
ですが、どうですか。

○政府委員(石井由太郎君) 勿論そ
ういう意味ではございませんで、零細企
業につきましては或いは組合を結成い
たしまして、そこで勿論融資の対
象として十分なものにはこれはそれ〴〵
金融機関の判断で貸付を行なつてもち
つとも差支えないのであります。た
だここでは融資の対象として十分でな
いというふうな場合も多いのでござい
まして、そのような場合には或いは組
合を結成させる、乃至は零細企業でや

や複雑な企業体等につきましては金融
機関がただ審査等も面倒くさがつて放
置しておるといふようなのを只今申
上げましたような、或いは商業につ
いての診断、或いは工業についての診断
成果の勧告の実施のために内容に客観
性を持たせて融資をつけて参るとい
うことを申上げたのでありまして、診
断がなければ貸さないという趣旨では勿
論ございませんで。

○小林英三君 そうすると、今の場
合について伺ひいたしますと、今
金融機関が自分みずからこの企業に対
しては貸してもよろしいと判断がつく
場合はよろしい。併しそうでない場
合はその工場診断を金融機関が果の
いう専門家に工場診断をさせて、然
る後に貸す、こういうふうなことになる
わけですか。

○政府委員(石井由太郎君) そういう
場合もまああるかと存じておりま
す。

○小林英三君 いや、私は先ほどのあ
なたの御答弁によると、そうい
うふうにするように感じられるような
御答弁であつたのですが、それは一つ
の例といふのですか。

○政府委員(石井由太郎君) 金融機関
の当該事業についての判断、認識とい
うものが或いは調査上の不十分な点か
ら、或いは業者の説明の不十分、いろ
いろな点から出て参りまして融資を受
けられないという場合が相当あること
を予想されるわけでございます。その
ような場合には只今申し上げましたよ
うな診断制度の診断の内容というふうな
ものを十分参酌をいたして、もう、
こういうことを申上げたのでございま
して、診断制度の実施の上からもこう

いう中小企業金融公庫の業務が診断制
度の活用と申しますか、参透と申しま
すか、そういう上からも十分利用され
るといふことを申したのでありまし
て、診断がないものは貸さないとはい
うような、きつい意味で申上げたの
はございませんで。

○小林英三君 私が聞こうと思つてお
りますことはそれは成るほど診断とい
うことをやっております。各地方でや
つていますけれども、それは本場に一
部の問題であつて、その工場なら工場
というものは如何に能率的でやつてお
る、業者はどうであるかといふことは
やつておるのですけれども、その工場
が、その何ですか、技術の面だけでな
しに、この何ですか、借金があるかな
いかとか、或いは工場の経営が極めて
赤字になつてた〴〵してあるかどう
かといふことについてはこの工場診断
をやつておらないように思うが、そ
ういふ問題に対してもやはり診断制度に
よつてやつて行くといふようなことも
考へておるのですか。

○政府委員(石井由太郎君) 診断制度
自身といたしましては、ひとり技術的
な面の改善だけではございませんで、
経営上例えば非常に高利の金を借りて
おる、こういう点の是正策の勧告とい
つたようなものはいたすわけござい
まして、技術や機械設備等だけでは
ございませんで、経営の内容にも立入
つて診断をいたしておるわけござい
ます。勿論その点は業者それ自身の申
請に基づくことでございますので、業界
の希望がございませすれば、そのと
ころの点にまで立入つての診断をいたし
ております。

○小林英三君 今のその、この法律に

よりまずという、業務を、主務大臣の認可を受けて金融機関に業務を代行、つまり委託することができるといふようにあるのですが、これはこの間のあの公聴会で私が聞きましたところによりまずという、銀行が何でも六十

三行とか、四行とかあつて、窓口が三千六、七百あるというようなことも聞いておりましたのですが、これは銀行

だけでも知れませんが、そのほかいろいろの方面の金融機関があるだろうと思ふのですが、僅か百億円、初年度百

億円、三十億円追加されても百三十億円、この僅かな資本金、僅かの金を、例

えばこの金融公庫としては僅か五、六十人の職員しかいないのですから直接

にはタッチされないそうですから、金融機関に委託されてやられるのでしよ

うから、そういう場合に僅かな金を全

国の金融機関に委託して、代行させてやるといふような場合におきまして、

その金融機関に配付する場合におい

て、金融機関の希望によつてこの金を

ばらまくのですか、その点はどういふ

ふうにしてやるのですか。

○政府委員(石井由太郎君) 金融機関

の希望によつて勿論配付するといふこ

とに相成るのでございますが、恐らく

百三十億といつた程度の資金では金融

機関の希望いたしまする額に遙かに達

しませんわけでございますので、それ

の配分につきましてはまあ枠を作りま

すか。申込を受けておれのはうへはこ

れだけよこせ、私のほうへはこれだけ

よこせという申込を受けて、それを総

裁なり、その他のこの公庫の役員が決

定をするわけですか、その銀行の実績

等を勘案して。

○政府委員(石井由太郎君) さようで

ございます。

○小林英三君 そうしますという、

例えば銀行そのものは従来大きな実績

を持つておりまして中小企業に關す

る限りにおいてはあつた銀行の持

つておる実績問題としての実績は違つ

て来ておると思ふ。大企業或いは有力

な企業に対してはそれは実績はありま

しても、或いは仮の実績はありまして

も中小企業という零細なものに關する

のじやないか。或いは地方的にも違

つておる地方におきましては銀行そ

のように或いは地方的に非常に偏在する

といふような事態も生じますので、

これは衆議院における附帯決議もあつ

たところでございますが、業種間のア

ンバランス、或いは地方的な偏在とい

うようなことのないように、又中小企

業専門の金融機関でございまする商工

中金でありますとか、相互銀行、信

用金庫といつたような金融機関には重

点を置きましてその取扱を願う、こ

ういう考え方でございませう。

○小林英三君 今のその従来の中小企

業に対する金の要り方の、つまり統計

表をお配り願つておるそうですが、私

はまだ見ておりませんが、そういうも

のが将来非常に重要な資料になるもの

と考えるのですが、どういふような基

礎に基いてそういう調査表ができてお

りますか。調査表を拝見いたしますけ

れども、その調査表の作り方にどうい

うことを基礎にしてお作りになりまし

たか、それをちよつと。

○政府委員(石井由太郎君) これは日

本銀行におきまして各金融機関に特

に中小企業向け金融のやかましい世の中

になりまして以来、資本金当初三百万

円までの企業者に対する貸付金額、最

近、この一月からは一千万円までの資

本金の事業融資に対する貸付実績を仔

細に調べたものでございます。いわゆ

る銀行につきましては、この事実によ

りまして、或いは長期資金、或いは短

期資金、或いは設備資金等の大体流し

ておる実績は大体つかみ得ておるので

あります。相互銀行、信用金庫、商工

中金等はこれは申すまでもなく大体そ

の全部流しております金額、資金が

中小企業向け融資と考えて差支えない

ところでありませう。勿論若干例外的な

ものはあるかと存じますけれども、大

部分その貸付実績というものをそのま

まとりまして中小企業向けにどれだ

けの活動しておるかといふことの程度

を計るに足りるのではないかと考えた

次第であります。

○小林英三君 私が心配しております

のは、この従来の実績といふことなん

ですが、この中小企業といふものの多

くの人は借手が下手なものです。

借手が下手でありますので恐らく私

は今度中小企業庁でお作りになりまし

たその実績表といふものをまだ拝見し

ておりませんが、仮に拝見した

としても私はそういうことを心配して

おるのです。従来中小企業の多く、こ

れから本当にこういう金庫ができたな

らば借りたいといふような人はどうも

借り方が下手であるからそういうよう

なその統計の中に入つておらない部面

が非常にたくさんあるからその点を十

分考慮に入れて頂かないと、ただ日本

銀行が集めた、従来の全国的な基礎に

基いた統計表であるからこれによらし

いといふ考え方で僅か百三十億円のこ

の金をばらまかれるといふことになる

と、非常に地方的に誤差が起きて来

る。私は、私も団体長の、或る一つの

団体長をしておりますけれども、どう

も私もが接しておる面におきまして

は中小企業の面の人たちは借りの資格

があつても借りが下手である。です

から今までの実績には載つておらない

と思ひますので、今後そういうような

統計表によつて、この折角でございました

公庫の資本金、金をばらまく上におい

て、又地方的にも、又実質的にもよく

そういうことを考慮に入れたものを使

用して頂きたいといふことを希望いた

します。

なお貸付に關する業務のなんです

ね、専決とか、或いは一部代理とかい

う方式がありますが、その点ちよつと

御説明願ひたい。

○政府委員(石井由太郎君) 専決代理

の方式と申しますのは中小企業者から

金融機関が貸付の申込を受けまして、

それを審査し且つ決定をいたしまして

て、みずから元利につきまして八割の

支払を公庫に対して保証をいたす方式

でございます。即ち金融機関は元利払

の八割までを保証いたします代りに貸

付業務全体を代行いたします。公庫

はその決定に基いて金だけを流してや

る。同時にやるといふ形でございま

す。担保その他はすべて当該金融機関

がこれを保有いたしまして若し期限に

元利を支払ができないといふような場

合には或いは担保を処分し、或いはみ

ずから代理弁済をいたしまして、八割

までにつきまして責任を持つといふ方

式、それから一部代理と申します金融

機関それ自身は借入の申込並びに審

査をいたしまして、且つそれに意見を

附して公庫のほうに書類その他を引継

いで参ります。公庫はこれを審査して

最終の貸すべきや貸すべからざるやを

決定する方式でございます。この場合

には金融機関に対しては元利の支払

保証を求めます。即ち一部代理の方式は

金融機関といたしましては当該事業に

つきまして、その将来性その他を十分

見通し得るのでございますけれども、

なお三〇%程度以上に責任を持ち得る

ことにつきましては疑いがあるという

場合でございます。公庫みずからが

貸すべきや貸すべからざるやを決定する方式でございます。

○小林英三君 私は今、よくわかりましたが、私が心配いたしましたのは今専決の場合です。専決の場合はもう銀行に全部任せやう、やり方を、でそういう際に従来もよくあることでありますけれども、どうもその各市中銀行その他のが実際に金融公庫の目的に逸脱するやうな貸し方、つまり銀行が、ちよつと考えましても信用のある、借りる資格もあるし、十分立派な企業家である、こういうものはこれに恩沢をこうむらなくても、その人の力で借りられるのですが、借りられないやうな人がこの恩沢に浴する、恩沢に浴するというのが公庫の目的だろつと思ふのですが、そういう際にどうも銀行がほかのほうに利用したがる、或いはほかのほうに利用しないまでも余り面倒くさい厄介なことはよして比較的間違ひないところだけやるといふやうなやり方で、そういうことでなしに、銀行が厄介だと思つておるところも厄介でないところもあるのであるからそういう専決の問題のときに委託された銀行のやり方を十分に公庫が監督をしつたつてやる方法はどういう方法によつてやるのですか、それは。

○政府委員(石井由太郎君) 只今御指摘の点は金融機関がみずからの金を貸しても十分いい先へ公庫の金を貸すか、或いは当然貸していい資格条件を備えておることになか／＼貸さないという場合であらうかと思ひますが、先ず固有の資金を流し得るにもかかわりませず、殊更に公庫の資金に類つて参る、つまり公庫の資金が出るということから中小企業者に対しまし

てはプラス・アルファにならないといふやうな場合は、これは一般的に懸念されることであると思ひます。これにつきましても先ほど西川先生の御質問にもお答えしたところでござい

するが、金融機関が自己資金で融資可能な融資先に公庫の金を流すといふのできるだけ防ぎたいといふ考えからいたしまして、只今申し上げました代理金融機関と取引先とは従来どういふ取引関係にあつたか、それから過去においてどの程度の融資をしておつたかといふこと、それから自分の固有資金をそこに流し得ないのどういふ理由か、例えば銀行でございすれば、大

体従来二カ年程度の以上の融資は設備資金といふのもやつていないが、これは三カ年、或いは四カ年といふやうな長期返済を必要とするが故に自分のところの金は流さないといふやうな事情があるかないか、こゝいつたやうな点を調査いたしますと同時に、信用保険に付なくとも済むほどしつかりした貸出先である、これならば自分の金を貸してもいいじやないかといふやうな点をも勘案いたしまして、一々事後報告といたしましてそれらの事業についての報告を取ります。そして先ほど申し上げましたように検査役等の制度を置きまして具体的に検査をして歩くといふことで大部分は調整できるのではないかと思ひます。もとより金融機関もそれ／＼の信用、或いは政府の仕事に対する協力の程度の評価といふやうなことも考慮いたしておるのでございまして、又非常に消極的でありましたり、或いは乱暴な融資等が行われますれば、おのずと批判なり、批評なりも出て参るわけでありまし

て、これらの批判、批評等を十分運営の上に反映させて行くといふことで御指摘のやうな点はできるだけ回避するように考えたいと思ひます。

○小林英三君 何ですか。どの銀行にこの公庫の金が幾ら流れておるかといふことを発表なさるのですか。

○政府委員(石井由太郎君) これは只今までに考えたことがなかつた点でございまして、発表いたして少くも差支えないと考へております。何故かと申しますならば、各金融機関ともそのバランス・シートの上には代理業務の勘定項目を上げてまして、これは株主に報告するところでございまして、私どももいたしましてはそれ／＼発表しても差支えないといふ考へであります。

○小林英三君 差支えないといふのはなしに、例えば或る仮に私のほうの県の埼玉なら埼玉、埼玉銀行なら埼玉銀行といふものがある、その埼玉銀行に対しては例えば何億円の中小企業向けのつまり公庫の金が流れておるといふことが、この業界、中小企業の、使つていないといふと困るのです。そうしないといふと、今の部長の話になつた程度では銀行から報告せよと言つても銀行はどんな報告でもできるわけでも、それを机の上で報告を眺めて見ても始まらない。僅か五、六十人しかいない公庫の職員で地方に検査官が廻ると言つてもこれは全国の各地へ廻ると言つて、そんなことを一々やつておられるわけではないと思ふが、私は公庫の中にその、何ですね、先ずその地方の銀行にどのくらい流れておるかといふことを公然と発表されて、そうして

これを借りる資格のある中小企業は、この銀行は少しも中小企業に流してくれないとかいふ／＼な苦情を受付けような窓口が公庫の中に欲しいと思ふ。そのしなれば防ぎがとれないと思ふ。この点についてはどうですか。

○政府委員(石井由太郎君) 誠に御尤もなお話でございまして、将来このやうな心組を以てやつて参りたいと思ひます。

○西川弥平治君 この貸付を申込みまする商工中金であるとか、相互銀行であるとか、或いは信用金庫でございまして、これは全然今までの零細工業等においてははいわゆる取引がない、ないのに申込みをした場合、今までの、まあ例を申しますと、得てして受付けてくれなかつたことが多いいのであります。そういう点に対してはどういふ考へであられましようか。

○政府委員(石井由太郎君) 先般も、従来、たしか西田先生だつたと存じますが、非常に地道に経営をいたしておりまして、銀行等に借金になつたやうな者が借りられなくなるといふやうな御意見があつたのであります。その点につきましては公庫の、各代理金融機関の指導方針といたしまして、決して従来の取引先にだけ貸すといふことではございせんので、政府の代理機関といたしまして、政府機関の代理機関といたしまして金融を扱うのでありますから、たとえこれは取引のなかつた所といへども十分事業が確実であり、担保、信用等のあるものにつきましては、これを取上げて／＼貸出をやるやうにといふ指導を続けて行く考へでございまして。

○西川弥平治君 是非そうお願いしたいと思ひますが、それと同時に、いま一つ私はお伺ひしておきたいことは、今までも、ちよつと豊田委員がおられますが、例えば商工中金から金を借りまするにいたしまして、金は貸すがそのいゝゆる中金に出資をせよ、或いは信用金庫でも、お前、金は貸すが信用金庫の株主になれといふやうな、今まではたゞさんにあるのであります。こゝういふことは、まあこれは相対ずくの話でありまして、強制する意味ではないのですが、どうしても今の状態では商工中金から金を借りる場合に商工中金に幾つかの出資をしなければならぬ、或いは信用金庫の株主にならなければならぬといふやうなことが一つの常識のやうなことになるやうであります。こゝういふことは零細工業としてはそこに投資をするといふこと自体もなか／＼困る問題が非常に多いのであります。こゝういふことは是正を一つお考えになつておりますかどうか。

○政府委員(石井由太郎君) 御尤もな御指摘でございまして、実は商工組合中央金庫におきましては、出資をいたしております組合に対してのみ貸付けるといふことに相成つておるのでございまして、何がしかの出資をして頂くといふことが貸付けをいたしまする条件と相成るわけでありまして、信用金庫につきましても、この法文をよく當つて見ましてもわかりませんが、大体同様な法規上の規定がございまして、止むを得ずそう相成るわけでございます。まあ信用金庫も同様でございまして、信用金庫の会員に相成つておりませんものには信用金庫の金が貸

し得ないということになつておりますので、会員となりまするには何がしかの出資を一口なり二口なり持つということでございます。この点は、組合金融というものに不可避的について廻つております金融の欠陥と申しますか、難点でございますので、現在の段階ではいたし方ないこととございするが、中金は別段多額の出資を要求いたしておるのではありません。貸付ける金額その他から見まして大体無理のない出資をお引受け願ひまして、商工中金の所屬組合ということにして金融を付けておる次第でございます。

○西川弥平治君　そういうふうなことは止むを得ないといひましたら、どうか一つ最低限度の線を成るべくとるうちに、一つそのほうに御注意をお願いしたいと思ひます。

○藤田進君　附帯決議がつきまして十八日衆議院を通過しておりますが、この附帯決議の性格についていへば、法案の性格とタイプアップしてあると思ひます。又附帯決議の内容自体によつても、単に考慮をするということでは今後済ませる問題もあるし、それから附帯決議とはいひながらかなり修正に近いような性格を持つたものもあるものであります。今度ここに十項目出されておる附帯決議でこれを調べて見ると、まあよし／＼ということでは法を實施される政府としては済ませるものもあるかも知れませんが、併し現実に何らかの措置をしなければならぬものも含まれておるような気がいたします。例へばこの資金の増加の問題なども非常に強く出されておりますし、それから貸付の金額にいたしましても一千万円というのはこれは何だか原案と違つて

例外的のケースになつて、原則はやはり三百万円程度として、そうして、但し例外としては一千万円というふうなふうな附帯決議が附いておるわけですね。そこでこれらを実施に施行される当局としてはこの十項目に亘る附帯決議がどのように実施ができるものが承わりたいと思ひます。

○政府委員(石井由太郎君)　附帯決議は、私ども公庫の業務を運営いたします上の特注意をいたすべき事項を国会において明らかにされたところとございまして、事務的に可能なものもとよりこれを尊重し、遵守するといふ考えでございます。ただ御指摘のうちに、公庫の資金量を増額せよとかいうことは、これは法律事項でございまして、私どもが今後予算折衝の場合の一つの心の用意ということに承わることができないと考えておる次第でございます。又その他の事項につきましても、これは法律の各条の運用についての心組をお示し下さつたのでございまして、例へて申しますと、「一企業に對する貸付金の総額は差当り三百万円程度とする」とございしますが、これは法案におきましても公庫の業務方法書に記載すべきことでございします。従ひまして公庫の業務方法書には大体これと同じような趣旨のことが盛り込まれることに相成りまして、そういう形で實施されることと相成るわけでございます。

○藤田進君　實施しようと思へば直ちにできる、予算措置その他なしで直ちにできると思はれる。例へば第三項については、五つの金融機関を枠としてきめた形になつておると思うのですね。「左記の通りとすること。」という

わけで、イ、ロ、ハ、ニ、ホまでの金庫、銀行をして枠をはめておると思ひます。これはそのままやはりできるものか、實際にはもつと枠が拡がるものかという点と、或いは遡つて第二項にいたしましても、一割は高いから七分五厘にしろということになつております。こういうことについてはどうでしょうか。

○政府委員(石井由太郎君)　御決議の趣旨でございしますから一々これを尊重いたして實施いたさねばならぬこととございしますが、例へば金利を七分五厘にせよ、七分程度にせよというお話の点は、これは財政上の問題、並びに公庫の採算の問題、及びまあ金利体系と申しますか、それ全体との脱み合せで、政府において責任をとつてきめるべきこととございします。直ちに、御趣旨の点は御尤もいたしまして、直ちに公庫のスタートの日からこの通りにやれるかという、これは相当検討した上でなければできないこととございします。直ちにというわけには参らん節もあるわけでございます。大体は私どもの運営の心組といふものを示し願ひました点はもとよりこれに副うわけでございますけれども、金利体系に触れるというやうな問題につきましても、御趣旨を勸案いたしまして政府の責任できめたいことにならざるを得ないかと思ひます。

○藤田進君　第三項については如何ですか。附帯決議の……

○政府委員(岡田秀男君)　御質問の趣旨は、金融機関の中でこの三、三項の通りやりますればいよいよ十一大銀行でございしますか、要するに大銀行が外れる、その外れたままにおいてやり

得るかという御趣旨かと思ひるのであります。

○藤田進君　もう一度申上げますがね、附帯決議として本当は一つの枠がはまつたやうなもの、ものによつて。十項目ございしますけれども、まあ／＼努力しよう、よし／＼というやうな程度のものであるように、答弁の中でもそのように聞えるものもあつたように思ふのだが、それは思ひ過ぎかも知れないが、その三項については一つ例を挙げておるわけですが、附帯決議として示されたものを、まあよし／＼といふ程度で放つたらかしにするものかどうか。ここでははつきりこれ／＼にするところまで五つを指定してしまつておるわけですね、この点はどうですか、實施される当局として。

○政府委員(岡田秀男君)　私どもいたしましては、衆議院の委員会におきましても実はこの銀行のうち一部の銀行を公庫の受託機関から除外するといふのは、中小企業金融全般の運営上から考えまして、支障がかなりある、ただ極く簡単な一例を申上げても商工中金の商工債を引受けてもらうやうなことから見ましてもかなり障害があるといふ点も申上げたのでございしますけれども、やはり衆議院のほうにおかれましては、先ず他の見地から特に公庫の運用資金の量が少くないという点、特に大きな原因であつたやうに聞いておるのであります。当分の間この大銀行は除外して運用せよという附帯決議であります。従ひましてさやうな衆議院の院議が更に参議院においても確認されて両院を通じての議会の意思というところで附帯決議が成立いたしますれば、私どもいたしましてはそれに従わざるを得ない、かやうに考えます。

○藤田進君　二項の七分五厘の利息問題は、やはり全般の脱み合せでないといふ直ちにできない。これは一応尤もなことでだと思ふのですが、ここに書いてあるのは、直ちに本案実施と共に実施するといふ意味には附帯決議はなつていないのですから。問題は、こゝういふふうな努めてもらいたいといふのですから、早い機会にこの実施を図るやうその当局が期せられたといふ意味だと思ふのです。今の御答弁を聞くと、そんなこと言つたつてできるかといふやうに聞えるわけで、御努力なさる余地があるのか、實際にこんなことをきめたつてできないことをやつても仕方がないので……御努力なさることができて、實現の見通しなどがあれば聞かして頂きたい。

○政府委員(岡田秀男君)　私どもはかねて中小企業向けの金融の利息をできる限り安くせねばならぬといふことは、私どもとしてかね／＼考えておりました。又現にいろいろと努力もいたしておるのであります。この公庫ができました場合、差当り一割でやろうといふことにいたしておるやうな、これを七分五厘程度に下げようといふ御趣旨に對しましては我々としても十分賛成の気持ちを持つておるのであります。喜んでこの趣旨に副うべく努力をいたすつもりでございします。これはあえてこの公庫の金利を下げるといふ問題だけではないに、例へば政府といたしておりますところの商工中金の金利にいたしましてはなかな／＼この操作の上には困難の点はございしますけれども

でございます。ただ遺憾ながら中小企業は数が非常に多いということ、及びその変動が激しいということ等のことからいたしまして、或いは輸出関連産業でございますとか、或いは電源開発が始まりますればそれに附帯して合理化を、或いは生産の拡張をやらなければならぬ分野、或いは大きな災害がございますれば災害復旧に必要な資金でございますとか、内容が非常に変動性に富んでおります関係上、当初から災害復旧に三十億、輸出の関連産業に数十億というような枠をきりまして、これを計画するわけに参らんであります。大体各四半期別に作られます、公庫の作る資金計画及びその認可の方法等を通じて決定して参ることにいたして参る考えでございます。

○岸良一君　そういうお話でございますけれども、先ず僅かな金を使う場合に効果的に重点的に使うということはこれは必要ではないかという気がするのです。それで今例えば輸出産業投資、或いはここで軍需産業でも起きないかなというようになことであればならないということであれればその下請の企業へは特別にこれだけのものをやるといつたような人為的の考えを持つ必要があるのじやないかという気がするのですが、そういう点

の考慮がなければ先ほどお話のような漠然と散らばつて市中で借りておる金は折角長期で借りられるのであるから、それへ借替えてしまふといったやうなことが起きて来るのではないかということを心配するのです。又事実においてすべての金融機関において行われておる問題ですから、これは特殊の機関でもそういうことが行われてお

る。先ほどお話のように利率が低ければ中金だつてやるでしょう。そのくらいのことではあり得るのですからそういう点で私は折角金融公庫をお建てになつて効果はなくなつてしまつてということになりはしないか。それから先ほど来お話を聞いていますと、岡田さんは今度の貸付は確実にそこへ貸付けられて行く、目的を達するように行くと、そういうことになれば、相当の金額が貸付けられる。併しこれは相当の手續をしなければ借りられないということになるのではないかと気がするのです。その点石井さんのお話と一致して考へてよろしいのですか。

○政府委員(石井由太郎君) 公庫の成立いたします母体と申しますか、先例となつたものは御承知かと存じますが、開発銀行における中小企業向け融資でございす。開発銀行の中小企業向け融資は重要産業の関連産業、輸出産業、民生のための産業、このような枠を作りまして、且つ設備資金に限るという方途を以て運用されて参つたのであります。仮に公庫におきましても同様な見解をとるといたしますれば、輸出の消長、或いは電源開発の振興とかいうことによりまして大きな用途別の枠といつたようなものがこれをやることも可能、必ずしも不可能とはいはさないものであります。併しなからこの公庫がスタートいたしました背景には只今行なつております開銀融資がややその対象をしばらく過ぎておるような批判もございまして、同時に設備資金だけに限つておるのは非常に問題である。例えば今度の災害融資につきましても、例えば石炭の復旧のため等の融資は開銀がどん／＼いたして

おりますが、商店、店舗の復旧、こういうものには融資できないという現在の融資準則になつておるわけでございます。このようなことではしほり方がはつきり過ぎて中小企業の実態に即応しないというような批判から公庫が作られましていささかもございまして、能う限りはつきりいたしました方向を金融機関に示して融資させますことはもとよりでございますと同時に、融資をしてはならない方向、例えばすでに過剰になつておる産業に対しては融資を抑制させる、或いは不急不要であります業態への融資を抑制させるといつたような消極的な制限と申しますか、枠と申しますか、こういうものは勿論つけて運用して参る考へでございます。

な小長官から先ほど必ず必要な所へは参るのだと申したというお話でございますが、これは中小企業者であつて極めて有効な用途に資金を必要とするものに金が貸付けられた場合だけ公庫からは金が出るのでありまして、例えば業種の選択を誤りましたり、或いは不必要な方面に流れたりするといふような場合には、そういう金融機関は批判を受け、且つ将来取引を停止するといふ方途によつて、公庫の金は少くとも中小企業の振興という見地から見ても必要ない方向へ流れることを規制されるという趣旨と私は解しております。

○委員(中川以良君) ちよつと速記をとめて下さい。
○委員(中川以良君) 速記を始めて下さい。
○委員(中川以良君) 速記を始めて下さい。
○委員(中川以良君) 速記を始めて下さい。

先ほど長官のお話もあつたので、衆議院のこの附帯決議では資金、貸付けの資金の最高を制限しますね、それと同じようにこの前まで最高三百万円であつたのを今度千萬元にする、千萬元にするといふのは千萬元にすれば殆んど中小企業は一応網が張れるというお話であつたが、今の先ほどの企業庁長官の確実にして行くといふことと考へ合すると、その三百万円以上千萬元のところは重点があるような気がするのですが、そういうことはないのですか。

○政府委員(石井由太郎君) この公庫の金が成るべく一般的に中小企業者に行き渡るようにせよといふのは、これは衆議院におきましても非常に強い御意見があつたところでありまして、一応の目安を三百万円程度にしようと思つておるものであります。長官の申上げましたのは、確実にと申しました点は三百万円以上に行くという趣旨にはならないと思つております。現在特に関行銀行で行なつております中小企業向けの各金融機関を代理機関として貸す融資金額は大体三百万円といふことになつております。信用金庫、相互銀行等をよりよく使いますれば、その融資いたします金額は更に低くなる、このように思われる次第でございます。

○委員(中川以良君) 私がかういふことをお尋ねしたのはこれによつて、国家投資によつて或る産業によつてはそれで逐次培養して行くと力のある大きな金融に小企業にして行くといふことの方針が含まれておるかと思つておつたのです。が、そういうことはないのですか。ただ一応の応急の措置のような考へ方で投資をされるということになるわけですか。

○政府委員(石井由太郎君) 公庫の融資は、勿論当該機関自身を強固にいたしましたして、将来に向つて発展し得るその資金の不足を補足するわけでございますから、或いは三年、或いは五年という融資期間を過ぎますれば収益を以てこれを償還し、資本が残る、こういう企業を、数は幾つになるか存じませんが、幾つもあることとなるわけでございます。

○委員(中川以良君) そこで第一条の事業の振興に必要な長期資金といふのですが、これは恐ら設備資金と中短期の流動資金であると思つておるのですが、現在の市中銀行一般から出ておる一兆二千億といふ金になつておるが、どういふ割合になつておるか、調べておるものはないのですか。

○政府委員(石井由太郎君) 金融機関は現在一兆二千二百億という資金を出してありますが、そのうち設備資金として扱われておるものが八百十五億程度でございます。即ち全体として見ますれば六・七％程度ということに相成つておりました。大体その期間は各銀行まち／＼でございますけれども、二カ年以上のものは先ず極めて稀であるといふ融資状況に相成つておるよう存じております。

は増加運転資金、こういったものはよりこの公庫の融資対象にするわけでございます。但し運転資金と申しますと、資金需要はこれは数限りないわけでございます。例えば単純に滞貨を賣る、売掛を殖やすというような面の資金まで融通して参つたのでは到底底層の金融機関であります。公庫の資金量では賅ひ切れないわけでございます。従いまして我々の考へ方といひましては、設備の合理化、改善等のために必要な長期資金、即ち設備資金と、それに伴う運転資金、而も長期的に長期資金で賅ねばならないような資金、又運転資金といへども融資しないわけはございませんけれども、これは極めて積極性のある資金、経営管理に積極性のある資金に限つて参りたいと思つておるものでありまして、勿論今回の災害のような場合でありますると、例えば商品在庫を流してしまつた、それの何がしかをどういふ金融機関から補充いたしまして、数年に亘つて損失を回復し、企業の経営の体をなさしめるというふうな融資も特異なる災害等の場合には必要なわけでございます。これらの資金を公庫の融資対象として、運転資金でございますけれども考へる方針でございます。

○委員(中川以良君) それから先ほど貸付利率のお話もございまして、衆議院の附帯決議は七分五厘にしようといふのです。現在の一例を末端でいうと、借りることにすると、末端では受託手数料を入れて一割四分ということになるといふことですか。

○政府委員(石井由太郎君) 一割のうち口銭といひまして四分五厘を払う、公庫から払うわけでございます。これは開銀がどん／＼いたして

で、一割が最終負担というふうに御了承願いたいと考えます。

○岸良一君 そうすると、公庫で出るときはそれを差引かれたものが融資になるわけですね。

○政府委員(石井由太郎君) 代理金融機関に対しては四分五厘、或いは四分程度の手数料を払うわけですが、貸借は公庫と中小企業者それ自身の貸借関係になりまして、利率一割という証文が入るわけでございます。

○岸良一君 この貸付対象の業務でございますが、この貸付対象の業務は中小企業は農林の企業も、通産の企業も共にこれは対象としていいわけですか。

○政府委員(石井由太郎君) これは法律的には特定業種と政令で定める特定の事業を行うものでございまして、例えば農林関係の協同組合等が行なっておりましてこれを対象として選ぶつもりなのであります。特定業種と申しますのは、物品製造業、運搬業、或いは倉庫業でありますとか、そういったようないわゆる通商販売と言われまする業種を指しておるわけでございます。農林の関係を申しまして、例えば農業協同組合におきまして製粉事業を行う、これらのために必要な資金は公庫の対象になるわけでございます。又水産業協同組合で冷凍のために倉庫の建築を利用する、これは勿論融資の対象となるわけでございます。但し原始産業的なもの、例えて申しますならば稲苗の育成事業というふうなものは、これは農林漁業金融公庫のほうに如何なつておるか存じませんけれども、金融の性質は大分違います。これは農林漁業方面の資金ルート

から出すようにお願いせねばならんと思ひます。

○岸良一君 それはまあその通りだろうと思ひます。今我々はその農林関係で一番ブランクになつて、そしてそれを培養すればその生産が増加されるという場合に、中小企業に属するものが非常にあるのです。例えば畜産のほうであれば、肉の加工をするとか、或いは小さな皮革の工場であるとか、或いは小さな酪農の工場であるとか、といったようなものがたくさんある。又昨日話した果汁の汁等についても、たくさん個人についてはあるのです。これに対する金融というものが実際はなかなかむずかしいのです。併しそれはたとへようによつては、先ほどお話をうに培養によつて非常に進んで行くだろうと思ふ。こういうふうなので、私はその対象、特に地方の企業としての対象として、私は広くそういうものを培養してもらふような考え方で融資をやつてもらつたらいのじやないかと思ふのですが、その点如何ですか。

○政府委員(石井由太郎君) お説の点は只今の法文の第二条の第二号の関連の条項と存するものであります。中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合及び森林組合連合会であつて、特定事業を行うもの、特定事業と申しますのは物品製造業、物品販売業、或いは運搬業といったような通商販売と言われる事業でございます。特定事業を行うもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの」という定義付けをいたしておるわけでございます。例えば農業協同組合におきまして、この定義をやる、

みかんの罐詰等を大分やつておる者があるのですが、このような事業を行うためのものでございまして、公庫の融資対象として十分であるのでございまして、事業の内容を見るのでございまして、農林関係のものを扱うからとか、或いは水産関係のものを扱うからとかいう趣旨を以て厚薄をつけようという考えは毛頭ございません。

○岸良一君 協同組合ではないのです、これは個人でやつておるものに対して指しているのです。それは対象になるのですか。

○政府委員(石井由太郎君) これはもとよりお百姓さんの、農家のかたが、或いは農家事業として企業であるかも知れませんが……。

○岸良一君 農家でなくて……。

○政府委員(石井由太郎君) 例えば農水産物の加工製造等をいたすという事業、これは立派な中小企業等でございます。これは二号ではございませぬ。一号の範疇に入るわけでございます。

目もあるやに存するのであります。その中で、ここに申します医療は獣医療といつたようなものは入つておらないといふふうにお考え願ひたいと思ひます。

○岸良一君 それは農林漁業融資の項ですね。それから今の設備はあるけれども動かすものがない、この金がない、流動の金というものが、これがあればいいのですが、ということがあるのです。これは或いは他の加工業についても製造業についても問題である、そういう点は御考慮になつておりますか。

○政府委員(石井由太郎君) 御尤もなお話でございますが、まあ農水産関係と、商工業関係とのずから資金の性質、或いは回転率等も違ひます。農林漁業のために農林漁業金融公庫、一般商工業のために商工中金、中小企業金融公庫というものが作られた趣旨ではないかと存するのであります。昨日も現に当中川委員長のお手許まで種苗製造業、種苗の育成業でございまして、公庫から借りられるが、運搬資金が借りられないのでこの公庫の対象にならんかという陳情があるやに伺つたのであります。私が、私思ひますに、これは恐らくは農林漁業金融公庫の業務の内容がやや狭きに失するといふ立法論を以てお答えすべきでございまして、中小企業金融公庫の融資対象を直ちにそこまで拡げるといふのは公庫を作り出した趣旨にも相反することではなからうかと存する次第でございまして、

からお話があつたような陳情も昨日受けたのであります。農林漁業金融公庫は設備資金しか出さない。運搬資金は出してない。そうすると、そういうものは例えば農林中金で見ると、何かの方法が講じられるのではな

いかと思ふので、今言つたような原始産業である種苗の育成というものは、どうも中小企業金融公庫の対象にはならぬと思ふのであります。その辺はどうか、この辺をやはりはつきりさせられないと将来いろいろ問題が起るのじやないか。それから農産物の加工、製造等について例えば罐詰を造る、或いは重曹を造るとかいう工業において、その中小企業金融公庫から融資を受けるが、農林中金、或いは農林漁業金融公庫からも、融資を受け、ほうほうにダブつて受けておるというものは私はあるのではないかと

と思ふ。そういう事実があるかどうか。そういうことではないか。今後どういふふうにかさる方針であるか。大蔵省側の御意見を承わりたい。

○説明員(有吉正君) 先ず最初に農林漁業金融公庫と農林中金との関係から申上げますと、これはそのまゝ中小企業金融公庫と商工組合中央金庫にも当てはまるかと存じますが、先ほど石井振興部長からの御答弁にございましたように、今回の公庫、又農林漁業金融公庫においても同じでございますが、におきましてこの資金の供給というものは、飽くまでも民間の金融機関によりがたいものを財政資金を以てこれを補完して参る。補完的な機能があるわけでございます。従いまして農林漁

業金融公庫におきましては、従来農林中央金庫によりまして融資し得ないものを対象として参入するということはこれは当然な話でございまして、例えて申上げますならば、土地の改良資金、その他いわゆる農林関係につきましては非常に長期の而も低利でなければならぬ資金を必要とするわけでございまして、これが最初には特別会計の制度でやつて参りましたものが農林公庫に変わった次第でございまして、主として考へておりますのは農林関係におけるところの補完機能と申しますのは、やはり長期であり、且つ低利資金であるという点に特別な特色があるかと思ひます。

次に中小公庫におきましては、これは振興部長から先ほども御答弁がございしましたが、開発銀行のやつております現在の財政資金を入れましたところの中小金融のこの制度が若干件におきまして狭きに至る、即ちその対象といたしますものは飽くまでも設備である、而もその対象設備にいたしましては、民生上重要な産業、輸出入産業或いは重要産業の関連産業等の三種目を限定してございまして、甚だ狭きに至ります。なお又運転資金につきましてもこれが出し得ないという状況にあるわけでございまして、この点は農林とは違ひまして中小企業におきましてはやはり長期の運転資金までも見てやらなければならぬという部分が補完的に必要になつて来るのじやないか。かように考へる次第でございまして、中小企業金融公庫におきましては設備資金だけに限定せずに、長期の資金であればこれから補完的に出すということの目的を諒つたわけでございまして。

そこで農林公庫と中小公庫、農林中金、商工中金、それらの職能の分化というものが出て来るわけでございまして、ただ実際にございまして農林関係、農林公庫におきましては農林関係、或いは中小企業金融公庫とダブる場合、或いは両者とも見られないというやうな場合が或いは実際の場合には出て来ると思ふ。併しこの点については今後農林公庫の運営、又中小企業金融公庫が、この法案が若し通りましたならば、その後におきまして運営の状況を見まして我々としても十分検討を加へて参る、その間の間隙或いは重複なりというものがなないように制度の上からもつくりかへるに持つて参りたい、かように考へておる次第でございまして。

○江田三郎君 この農林公庫とそれから国民金融公庫、それから商工中金、この三つのものを簡単にそれ／＼一応言ひ現わしたらどういふことになるのですか。

○説明員(有吉正君) 国民金融公庫におきましては零細金融と一口に申しますならば零細金融を行つ、財政資金を以ちまして零細金融を行つというものと相成る。中小企業金融公庫におきましてはそれよりも若干程度の高い、併し中小金融を財政資金を以て行つ。それから商工組合中央金庫におきましてはこれは財政資金と一口を一応別にいたしまして組合の金融を行つ。こゝういふことに相成るかと思ひます。

○江田三郎君 そこでその金融公庫の場合に最高限度はありますが、大体、今の見込ではどの程度の、一口の貸付額で、どの程度のケースが一番多いといふか、標準的といふかお見込になつてゐるのですか。

○政府委員(石井由太郎君) 従来行なつておりました開発銀行の中小企業向け融資は、これは設備融資だけでございまして、且つ輸出産業、或いは重要産業の関連産業といつたやうな非常に対象をしばつてあつたわけでございまして、が、そのやうな対象をしばつた融資の実績は平均額が大体三百万円程度と相成つておつたのでございまして。私どものほうといたしましては公庫におきましてはやや対象を拡げましたのと、それから公庫の受託金融機関を地方銀行程度までというやうな単純にしなす、これは相当下つて参るのではなからうかと、御参考に申し上げますと、地方銀行の平均融資の残額は、平均額は七十万円見当でございまして、勿論設備資金でございまして、これよりやや多くなつてを予想されるのでございましてけれども、平均三百万円というやうな高いところには参りません。且つ平均の七十万円という金額よりもやや高いところ、或いは百五十万円とか、或いはその辺の見当と相成るのではないかと存じております。

○江田三郎君 もつと聞きたいのですけれども、今度資金計画が出てからに。

○岸良一君 今の商工中金のお話でございまして、この企業庁の調査を拝見して見ますと、商工中金の設備資金と二つに分けてあるが、表が出ておるのですね。あれが三百何十万円になつておるが、あれはどういふ意味の額ですか。

○政府委員(石井由太郎君) 三百数十万円という金額になつておりますのは、私資料を後ほど見ましてから詳しく申上げますが、これは組合に対する

融資の額でございまして、組合員個人に貸した平均残額は設備資金の場合約百数十万円というように記憶いたしております。

○岸良一君 それで今度又中金を通して貸す面も出て来るわけですね。その場合には団体には貸すのではなくして、団体の今度組合員である個人に貸す、こゝういふことになるのですか。

○政府委員(石井由太郎君) その点の選別は中金の任意に任す考へ方でありまして、即ち中金法が先年改正されました、組合へ融資するのみならず組合員へ直接貸し得るやうに相成つておるのではありません。設備資金でございまして、或いは組合員に直接貸すというケースも多いかも知れないのですけれども、なお組合自身といたしましては例へば共同施設を持ちますとかいふやうな関係で組合自身が融資の対象になる、主体になるという場合も相当あることと存じております。

○岸良一君 そうするとその個人貸をするというのは組合の資金の員外貸になるのですか。

○政府委員(石井由太郎君) 勿論組合の承諾を得まして組合員、組合の構成員への貸出でございまして、組合員外へ貸すわけではございません。

○岸良一君 そうすると、利率等は同じでございまして。

○政府委員(石井由太郎君) 現在中金が扱つております実績におきましては、利率は組合に貸す場合も組合の構成員に貸す場合も同一利率を用いております。

○岸良一君 それはどのくらいの割合になつておりますか。

○政府委員(石井由太郎君) 現在組合

員に貸してあります金額が、直接貸と申しておりますが、これが、三百……約四百億の資金のうちの一割五分程度ではないかと考へております。

○岸良一君 有難うございまして。

○委員(中川以良君) ほかに御質問ございませんか。

○江田三郎君 ちよつと今に關連して、組合へ貸した場合に組合が又組合員へ貸す場合がありませぬ、そのときは利息のほうは一割で貸してもらつて、それを一割二分で貸してもこれはいいのですか。

○政府委員(石井由太郎君) 融資の対象は組合自身でございまして、多くの場合は組合員でございまして、組合は公庫と組合員の直接取引ということになることが多いと存するのであります。転貸といふ場合はあり得ないのではありませんかと存じておりますが、組合員が組合といたしまして、例へば運転資金、長期運転資金を災害等のあつた場合に借りるという必要があるものでありまして、この場合には利息は勿論、公庫の利息をそのまま組合員に転嫁いたしますが、そのほかに実は組合の利息ではございませぬ、或いは分損金でありますとか、利息以外の費用が利息のやうな形を以て附加されておるといふ例が多いのですけれども、公庫の利息といたしましては、組合は飽くまでも組合員のための存在であるということ、相互扶助の精神であるという点から考へまして組合はいわば通り抜けでございまして、一割の金利を組合員にまで及ぼすようにこれは組合の指導をして参りたいと考へております。

○江田三郎君 組合が借りて組合員に、組合の名前を借りて組合員に実質

に貸してあります金額が、直接貸と申しておりますが、これが、三百……約四百億の資金のうちの一割五分程度ではないかと考へております。

的には貸すということはこれは差支え
はないのですか。

○政府委員(石井太郎君) 差支えな
いものと考えております。

○海野三朗君 この前鉱山のあの法案
のときに鉱毒の問題について、山形県
のあの鉱毒の状況について調べて答
えらうという通産省からの御返事であ
りましたが、まだその報告に接して
おりません。それが、それから兌換券
の発行高についてこの前伺いました
ので、大蔵当局からその御返事に接
して、大蔵当局からその御返事に接
して頂かれますでしょうか。つまり兌
換券の発行高が日に／＼殖えて行
くわけですが、その殖え方はどうい
ふうに殖えて行つておられますか。こ
れを伺いたい。それと、この手形の
発行もありませんけれども、先ず兌換
券のことについてこの前伺つたのであ
りますが、銀行局長がお見えになら
ないからというようなお話がありました
が、その御返事を私待つていたので
ございます。

○委員長(中川以良君) 私からちよつ
と答え申し上げますが、今の問題は先
般鉱業法の改正の際に出た御意見と
存じますが、鉱山局のほうからの前段
の問題は資料が出て来るはずでござ
います。まだ参つておりませんので、こ
れは至急に一つ提出をするように私
から要求します。後段の問題は大蔵省
の關係でございまして、銀行局のほう
に私からも申しまして、丁度、今日金
融課長が来ておりますので、どうかそ
の担当者のほうにお申出を願います。
○海野三朗君 どうぞお願いを申し上げ
ます。

はこの程度で打ち切りまして如何でし
うか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(中川以良君) それでは本日
はこの程度で散会いたします。

午後四時三十四分散会

七月二十日予備審査のため、本委員会
に左の事件を付託された。

一、木材防腐特別措置法案(衆)

木材防腐特別措置法案
木材防腐特別措置法

(目的)
第一条 この法律は、特定の用途に
使用する木材に適正な防腐の措置
を施すことを促進することによつ
て、木材の消費の節約に寄与する
ことを目的とする。

(表示)
第二条 通産省令で定める方法
により木材(通産省令で定め
る種類の木材に限る。以下同じ)に
防腐の措置を施した者は、運搬
なく、その木材に通産省令で
定める方式による表示をしなければ
ならない。

2 何人も、前項に規定する場合の
外、木材に同項の表示又はこれと
紛らわしい表示をしてはならな
い。

(使用)
第三条 木材(第一号に掲げる物に
ついては、通産省令、運輸省
令で定める種類の木材に限る。)
は、左の各号に掲げる物には、当
該各号に掲げる物ごとに前条第一
項の表示のうち通産省令で指
定する表示をしたものでなければ

ば、使用してはならない。

一 鉄道及び軌道の枕木
二 電柱(通産省令、運輸省
令、郵政省令で定める規模以下
のもの及び通産省令、運輸
省令、郵政省令で定める特別の
事由があるものを除く。)

三 道路法(昭和二十七年法律第
百八十八号)にいう道路たる橋
(建設省令で定める規模以下の
もの及び建設省令で定める特別
の事由があるものを除く。)

四 港灣法(昭和二十五年法律第
二百十八号)による港灣施設た
るせん橋及び橋(運輸省令で定
める規模以下のもの及び運輸省
令で定める特別の事由があるも
のを除く。)

五 漁港法(昭和二十五年法律第
百三十七号)による漁港施設た
るせん橋及び橋(農林省令で定
める規模以下のもの及び農林省
令で定める特別の事由があるも
のを除く。)

並びにけい、船く
前項の規定は、左に掲げる場合
は、適用しない。

一 三年以内の用途に木材を使用
するとき。
二 災害が発生した場合又は災害
が発生するおそれがある場合に
おいて、緊急的に前項第三号か
ら第五号までに掲げる物に木材
を使用するとき。
三 通産省令で定める範囲内
の補修をするため木材を使用す
るとき。

四 前条第一項の表示をした木材
を使用することが困難な場合に
おいて、主務省令で定める期間
内に、事由を具して主務大臣に
その旨の届出があつたとき。

第四條 通産省令で定める防腐の効
果の判定に必要な限度において、
防腐業者又は租税課税者に対し、そ
の賦区又は租税課税者の一定の地域
を指定して、その地域に設ける抗
木に第二号第一項の表示のうち通
産省令で指定する表示をした
木材を試験的に使用すべきことを
指示することができる。

2 前項の規定による指示を受けた
防腐業者又は租税課税者は、通産
省令で定める期間中に、その
指示に係る事項の実施の結果につ
いて通産省局長に報告しなけれ
ばならない。

第五條 第二号第一項の通産省令
で定める方法により木材に防腐
の措置を施すことを業とする者
(以下「防腐業者」という。)は、工
場又は事業場ごとに、営業の開始
の日から三十日以内に、通産省
省令で定める事項を通産省大臣
に届け出なければならぬ。

2 防腐業者は、前項の規定により
届け出た事項を変更したときは、
遅滞なく、その旨を通産省大臣
に届け出なければならぬ。

3 防腐業者は、その営業を廃止し
たときは、遅滞なく、その旨を通
産省大臣に届け出なければなら
ない。

第六條 主務大臣は、第三号第一項
(資金調達の援助)

第七條 主務大臣は、この法律の施
行に必要な限度において、政令の
定めるところにより、第二号第一
項の通産省令で定める方法に
より防腐の措置を施す者又は第三
号第一項各号に掲げる物に木材を
使用する者から報告を徴すること
ができる。

(新設)
第八條 この法律又はこの法律に基
く命令の規定による行政庁の処分
に不服がある者は、訴願すること
ができる。

(協賛)
第九條 通産省大臣は、第二号第
一項及び第三号第二項第三号の通
産省令の制定又は改定をしよう
とするときは、農林大臣、運輸
大臣、郵政大臣及び建設大臣に協
賛しなければならない。

(権限の委任)
第十條 この法律の規定による主務
大臣の権限に属する事項は、政令
で定めるところにより、地方支分
部局長又は都道府県知事に行わ
せることができる。

(罰則)
第十一條 第二号又は第三号第一項
の規定に違反した者は、三万円以
下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは
人の代理人、使用人その他の従業
者が、その法人又は人の業務に関

し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第十二条 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の過料に処する。

一 第四条第二項又は第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第五条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附 則

1 この法律は、昭和二十八年十月一日から施行する。但し、第三条の規定は、昭和二十九年一月一日から、第九条の規定は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に防蝕業者である者が第五条第一項の規定によりなすべき届出については、同項中「営業の開始の日」とあるのは、「この法律の施行の日」と読み替えるものとする。

昭和二十八年九月十二日印刷

昭和二十八年九月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局